

発話の類型と動詞の種類

: 発語内行為に関するオースティンとサールの分類法
Types of Utterances and Kinds of Verbs
: Austin's and Searle's Taxonomy of Illocutionary Acts

村 越 行 雄

要 旨

発話の類型と動詞の種類に関する研究は様々な形で行われてきたが、本稿では言語行為理論という言語哲学・言語学の領域における研究成果を検討することにする。具体的に検討する対象は、発語内行為の分類に基づいて発話を類型化し、それと関わりを持つ動詞を列挙していく方法、簡単に言えば、発語内行為の分類法であるが、特に *How to Do Things with Words* (1962) で示された J.L. Austin の分類法と "A Taxonomy of Illocutionary Acts" (1975) で示された J.R. Searle の分類法が中心となる。それに加えて、Searle の分類法に対する修正案として K. Bach and R.M. Harnish, W.P. Alston などの提案も簡単に検討することにする。そうした検討を通して、Austin (1962) → Searle (1975) → Bach and Harnish (1979) → Alston (1991) という発語内行為の分類法の進行過程が明確にされることになる。なお、検討の順序は、「はじめに」、
「発話・行為・動詞」、
「Searle の発語内行為の分析方法」、
「Austin と Searle の発語内行為の分類法」、
「Searle の分類法に対する修正案」、
「最後に」となる。

Key words: types of utterances (発話の類型), classification of illocutionary acts (発語内行為の分類), speech acts (言語行為), illocutionary verbs (発語内行為動詞), J.L. Austin (オースティン), J.R. Searle (サール)

はじめに

言語行為 (speech acts) の一部である発語内行為 (illocutionary acts) の分類に関する研究は、*How to Do Things with Words* (1962)⁽¹⁾で示された J. L. Austin の分類法、そして“A Taxonomy of Illocutionary Acts” (1975)⁽²⁾で示された J. R. Searle の分類法を軸にして展開されてきたと言える。*How to Do Things with Words* が出版されてから30年に及ぶ言語行為理論の発展の中で、Austin と Searle の分類法を改善する目的で様々な分類法が提案されたが、現在に至っても決着を見ていないのである。それとは反対に、そうした分類そのものの不可能性を主張する研究者がいることも事実である⁽³⁾。その意味から言えば、発語内行為の分類そのものが可能であるのか、それとも不可能であるのかをまず最初に検討しなければならないが、本稿では、そのことは問題にせず、あくまでも発話の種類と動詞の種類を明確にする目的で、また言語行為理論において重要な位置を占める発語内行為の分類法を分析する目的で、Austin と Searle の分類法を中心に検討していくことにする。そして、それとの関係で、他の分類法も扱うことにする。なお、発語内行為の分類を論ずる際、当然の事として言語行為理論自体が抱える様々な問題が関わってくるのであるが、そうした諸問題もここでは扱わないことにする。また、本稿での検討対象は、発語内行為のみで、それ以外の言語行為の検討は除外することを断っておかなければならない。

発話・行為・動詞

発語内行為の分類に基づいて発話を幾つかの類型に分類し、それと関わりを持つ動詞を列挙するのが Austin と Searle の方法である。しかし、用語上の曖昧さから生ずる混乱がしばしば見られるので、最初にその点の説明から始めることにする。特に、「発話」、「行為」、「動詞」などの用語について説明することにする。

言語行為に関しては、Austin と Searle の意味定義に基づく用語を使用するのが一般的である。Austin の場合、言語行為が発語行為 (locutionary acts)、発語内行為、そして発語媒介行為 (perlocutionary acts) に分類されるのに対して、Searle の場合、発話行為 (utterance acts)、命題行為 (propositional acts)、発語内行為、そして発語媒介行為に分類されるという具合に、両者による言語行為の分類には相違が見られるが、共に発語内行為の分析を中心に行っている点では一致している。その「発語内行為」という用語については、発話の時、人は単にあることを言うだけでなく、あることをするものであると言えよう。例えば、Searle の例 “I promise that I will come” を使用して言えば、“I promise that I will come” と言うだけでなく、実際に約束しているのであり、それが発語内行為の遂行 (the performance of illocutionary act) ということになる。そして、その約束が発語内の力 (illocutionary force) で、発話の持つ発語内の力 (the illocutionary force of an utterance) ということになる。つまり、発話 “I promise that I will come” は、“I

promise”という発話内の力（発話内の力表示部分）と“I will come”という命題内容（命題内容表示部分）から成り、その発話自体が約束するという発話内行為を遂行することになるのである。そこで、発話内行為の一般的形式をF(p)（Fが発話内の力を、pが命題内容を表す）としてSearleは表すのである。以上の極めて単純な説明は、本稿で頻繁に使用することになる「発話内行為」、「発話内の力」、「命題内容」（簡単に、「命題」）、「行為遂行」（簡単に、「遂行」）などの用語の意味を理解し、また発話（“I promise that I will come”）の種類とそれに関わる動詞（promise）を発話内行為（F(p) = “I promise”(F) + “I will come”(p)）の分析を通して検討しようとする意味を理解する上で、助けになるであろう。

発話に関しては、文（または、言語表現）との関係でまず説明する必要がある。文は、純粹に言語の段階での問題で、いわゆる文法の問題であるが、発話は、実際に話し手が聞き手にあることを伝達する目的で文を使用するコミュニケーションの段階での問題で、いわゆる言語使用の問題である。そして、前者がAustinの発話行為とSearleの発話行為に属し、後者がAustinとSearleの発話内行為に属することになる。従って、文と発話は、本来異なる段階に属する問題であって、混同すべきものではないのであるが、具体例を入れてみると同一になってしまう為に、混乱が生じてしまうことがある。例えば、文 I promise that I will come, そしてその文を使用して話し手が行う発話 “I promise that I will come” は、外見上同一である為に、発話の問題が文の問題に摺り替わってしまうことがある。発話内行為の分析に文の意味が関わるだけでなく、発話内行為の種類の相違が文の構造上にも現われるとするSearleに対して、語用論の領域で扱われるべき発話内行為の問題が統語論的に処理されているとして批判する G. N. Leech⁽⁴⁾ の場合がそれに当るであろう。それはともかくとして、発話を分析する為には、どうしても発話で使用される文を分析せざるをえないのであり、文を完全に切り離すことができないのであるが、「文」と「発話」を明確に区別しておく必要がある。（「発話文」という用語を使用しても構わないが、それによって混乱が避けられるとは言えないであろう。というのは、「発話文」の内、「文」に力点を置いて解釈するのか、それとも「発話」に力点を置いて解釈するのかによって、同様の混乱が生ずる可能性があるからである。）

発話の意味定義について大きな業績を残したのが Austin である。発話を事実確認的発話（constative utterances：真か、偽かで評価する）と行為遂行的（簡単に、遂行的）発話（performative utterances：真偽ではなく、適切か、不適切かで評価する）に区別することから出発して、最終的に全ての発話を行為遂行的であるとする結論に達するのがAustinである。つまり、言語行為の一般理論の下では、全ての発話は、事実確認的発話をも含めて、ただ単にあることを発話するだけでなく、ある行為を遂行すること（具体的には、発話内行為の遂行）なのであり、その意味で、行為遂行的なのである。そして、その遂行的発話が暗示的な遂行的発話（implicit performative: Austinは、implicit や inexplicit ではなく、primary を使用するが、一般

的には implicit の方が使用されている) と明示的な 遂行的発話 (explicit performative) に区別されるのである。例えば, “I shall be there” が暗示的な遂行的発話で, “I promise that I shall be there” が明示的な遂行的発話であるという具合に, 発語内の力が明示されているかどうかで, 発語内の力表示部分があるかどうかで区別されるのである。

明示的な遂行的発話とは, 具体的にはどのような発話なのであろうか⁽⁵⁾。遂行的発話とは, 発話自体がある行為の遂行とされることであり, その行為を遂行できるのは, 人間のみで, しかも発話者本人でなければならず, 更に発話の時点で, 発話者が実際にその行為を遂行するものでなければならないのであるから, そうした特徴を端的に表すものとして Austin が第一人称・単数・直接法・能動態・現在形の動詞を考えるのもごく当然の事と言えるであろう。それに従えば, 第一人称・単数・直接法・能動態・現在形の動詞が発語内の力表示部分に含まれる場合 (“I promise that I shall be there”) には, 明示的な遂行的発話となり, そうでない場合 (“I shall be there”) には, 暗示的な遂行的発話となる。そこで, 明示的な遂行的発話を基準にして説明をしていけば, “John is running”, “The earth is round” などの事実確認的発話は, 実際は発話者がそれらを陳述したり, 主張したりする訳であるが, その部分が明示されていないものとして捉え, 本来は “I state that John is running”, “I assert that the earth is round” をそれぞれ意味するものと考えれば, 事実確認的発話も陳述するという行為, 主張するという行為を遂行するものと言え, 従って遂行的発話 (明示的ではなく, 暗示的な) であるという具合になるのである。そして, 暗示的な遂行的発話の場合, 発話によって遂行される行為が具体的に明示されないことで, 同一の発話が発話状況により様々な行為の遂行として捉えられる可能性が出てくる為, 例えば, “It is raining” が発話状況により “I state, assert, inform you, report you,... that it is raining” として捉えられる為, どのような行為が遂行されているのかが明確に示される明示的な遂行的発話の方が, 発話分析にとっては極めて都合の良いものになると言えるのである。そうしたこともあり, Austin と Searle は, 発話分析の際, 明示的な遂行的発話を基準にし, それを中心に実際の分析を行い, しかも発語内の力 (発語内の力表示部分, F) の分析を主に行うという結果になるのである。

「(行為) 遂行的」という用語は, 本来発話のみに用いられるべきものであるが, 「(明示的な) 遂行文」などの用語がよく使用される。勿論, 暗示的な遂行的発話で使用される文は, それ自体で遂行文になることはできず, あくまでも明示的な遂行的発話で使用される文のことを明示的な遂行文と呼ぶのである (省略して, 「遂行文」という用語がよく使用されるが, 混乱が生じない限りでは, 「明示的な遂行文」の代わりに, 「遂行文」を使用しても構わないであろう) が, 「明示的な遂行文」という用語を扱う時, 単純に文の構造の統語論的な問題に摺り替えないように注意すべきである。あくまでも明示的な遂行的発話において, 行為遂行的に使用される文のことで, 発話という実際の言語使用の場面での文のことである。

動詞に関しては、「言語行為動詞 (speech-act verb)」、*「発語内行為動詞 (illocutionary verb)」*、*「(明示的) 遂行動詞 ((explicit) performative verb)」*などの用語がよく使用されるが、それらはいわゆる文法書で扱われるものではない。具体的にどのような行為が遂行されているかを知るための一手段として動詞があり、それに対する用語である。例えば、発語内行為に関する発語内の力表示方策 (illocutionary force indicating device) として、語順、強勢、抑揚の変化、句読点、動詞の法、遂行動詞などをSearle⁽⁶⁾が挙げていることから分かるように、動詞はあくまでも一つの手段にしかすぎない。ここでもまた、どのような行為が遂行されているのか、どのような発語内の力を発話が持っているのか、言い換えれば、どのような動詞が使用されているのかが明確に示される明示的な遂行的発話は、分析対象として非常に都合の良いものなのである。但し、言語行為を研究する言語哲学者にとっては、動詞の分析 (動詞の意味、動詞の分類など) が主目的ではなく、言語行為を理解するための一段階として動詞の分析があるにすぎないことを忘れてはならないであろう。というのは、言語行為の研究をしているように見えて、実は言語行為動詞の分析に力を注いでいるのが言語行為の哲学者であるとLeech⁽⁷⁾が決め付けているからである。

W. P. Alston⁽⁸⁾を例に取れば、言語行為動詞の内、発語内行為動詞として report, announce, predict, admit, ask, request, suggest, order, propose, express, congratulate, promise, thankなどが、また発語媒介行為動詞として persuade, deceive, encourage, irritate, frighten, amuse, inspire, impress, distract, embarrass, boreなどが挙げられている。彼の例からも理解できるであろうが、run, swim, walkなど様々ある動詞全てが言語行為動詞になる訳では勿論なく、全動詞の内の一部が言語行為動詞になり、また言語行為動詞の内の一部が発語内行為動詞になるのである。

「発語内行為動詞」と「遂行動詞」(正確には、明示的行為遂行動詞) の用語は、明確に区別されて使用されているとは必ずしも言えない場合もあるが、全ての発語内行為動詞が遂行動詞になる訳ではなく、発語内行為動詞が発話において行為遂行的に使用される時、しかもその発話によってその動詞の表す行為が遂行される時、遂行的使用 (performative use) を持つと言え、それにより遂行動詞になると言えるのである。その例として次のようなものが考えられる。

- (1) "I promise that I will come."
- (2) "I promised that I would come."
- (3) "She promises that she would come."
- (4) "My friends are betting that I promise that I will come."

発語内行為動詞promiseは、(1)~(4)の全てに入っているが、(1)のみが明示的な遂行的発話となる。というのは、第一人称・単数・直接法・能動態・現在形の promise が含まれ、その位置が主節の中のあるからである。それに対して、(2)では promise が過去形であり、(3)では主語が第三人称であり、(4)では promise が従属節に入っているため、明示的な遂行的発話とは言えなくなる。しかし、それらが遂行的発話ではないということではない。(2)~(4)の発話者本人が自らの過去の行

為を陳述したり (I state that+(2)), 第三者の行為を報告したり (I report that+(3)), 他人の行為を認めたりする (I admit that+(4)) 発語内行為を遂行するものとして(2)~(4)を捉えれば, I state that, I report that, I admit that の部分 (state, report, admit は, 全て発語内行為動詞である) が発話において明示されていない暗示的な遂行的発話とみなされるからである。そして, (1)における発語内行為動詞 promise のみが遂行動詞であると言え (発語内行為動詞 promise が発話において約束するという発語内行為を遂行する為に使用される), (2)~(4)では遂行動詞とは言えないことになる (発語内行為動詞 promise が発話において約束するという発語内行為を遂行する為に使用されていない)。ところが, (1)であっても, 発話状況によっては, 警告として発話することもできるのである。もしそうであるならば, (1)によって警告するという (I warn you that+(1)) 発語内行為を遂行することになり, 結局発語内行為動詞 promise がその発話において約束するという発語内行為を遂行する為に使用されていないことになり, 遂行動詞ではなくなり, I warn you that が発話において明示されていない暗示的な遂行的発話ということになってしまう。以上のように, 明示的な遂行的発話の場合のみ, 発語内行為動詞が遂行動詞になるが, 暗示的な遂行的発話の場合においては, 遂行動詞にはならなくなるのである。そこで, 明示的な遂行的発話なのか, それとも暗示的な遂行的発話なのかを決めることが重要になってくるのであるが (一般的には発話状況のコンテキストからはっきりするのであるが), Austin が提案する方法⁽⁹⁾は, hereby が挿入されていれば (“I hereby state...” など) 明示的な遂行的発話となり, そうでなければ暗示的な遂行的発話になるというものである。しかし, 彼自身も認めているように, 普通の発話で使用するには堅苦しく, 特別な場合を除いては, hereby を使用することはないであろう。

hereby の重要性を強調するのが F. Recanati⁽¹⁰⁾ である。発話 “I order you to leave the castle” は, hereby が無い限り, 命令するという発語内行為を遂行するものとも解釈できるが, また別の発語内行為の遂行 (I promise that “I order you to leave the castle” のように, 約束するという発語内行為を遂行するとも解釈できる) とも解釈できる訳で, それ故明示的な遂行的発話とは言えず, hereby (同じ意味として, 彼は by the present utterance を使用する) の挿入された発話 “I order you by the present utterance to leave the castle”こそが明示的な遂行的発話であるとしている。その点に関しては, 同意できるのであるが, 現実の日常的な発話では (特別な場合を除いて), hereby (または, それと同じ意味の表現) を使用することはないので, 一応 hereby に関わりなく, 明示的な遂行的発話であるのかどうかを判断していくことにする。

第一人称・単数・直接法・能動態・現在形の発語内行為動詞が含まれ, その位置が主節にあり, しかも発話の時点で, 発話者の行う正にその発話によってその発語内行為動詞の表す発語内行為が遂行される場合 (hereby が挿入されているかどうかは, 別にして), 明示的な遂行的発話となり, そこで使用される動詞が遂行動詞となるのである (その意味から言えば, 「明示的遂行動詞」の方が適切であろう。そうした「明示的遂行動詞」を含む発話文が「明示的遂行文」と言えるこ

とになる)。それ以外の暗示的な遂行的発話では、発語内行為動詞が使用されていても、遂行動詞とは言えなくなるのである。なお、発語内行為動詞が遂行動詞になりえない別の場合もあるが、ここでは省略することにする。

以上述べてきた理由で、発語内行為の分類に基づく遂行的発話の類型化を行い、それと関わる発語内行為動詞を区別していく上で、明示的な遂行的発話が極めて都合の良いものであることが理解できるであろうし、その意味で、Austin にしても、Searle にしても、それを対象にして分析していくのである。ところが、ごく普通の日常的な発話においては、むしろ暗示的な遂行的発話の方が一般的なのである。そこで、そうした食い違いをどのように処理するのかが問題となる。

Austin と Searle の場合、同様の処理の仕方をする。全ての遂行的発話は、第一人称・単数・直接法・能動態・現在形の動詞を含む形式に還元・拡張し、言い換えることが可能であり、その形式によってその発話が行為遂行的であること、そしてどのような行為が遂行されているのかが明らかになるとする Austin⁽¹¹⁾、発話の持つ発語内の力が明示されていなくても、いつも明確にすることは可能で、それは表現可能性の原則 (the principle of expressibility: 意味され得るものは、言葉で表現することができる) の一例にすぎないとする Searle⁽¹²⁾ という具合に、表現の相違はあっても、暗示的な遂行的発話を明示的な遂行的発話へと置き換え・翻訳することが可能であるとする点で、両者は一致する (両者の具体例を挙げれば、“Guilty” は、“I find, pronounce, deem you to be guilty” に相当するとする Austin の例、“It’s really quite late” は、発話状況により事実の陳述、反論、警告、提案、依頼などの発語内の力を持つことができるとする Searle の例となる)。両者の意図する目的は、暗示的な遂行的発話の方が一般的であるという現実を否定することにあるのではなく、むしろそれを明示的な遂行的発話に置き換え・翻訳することにより、より明確な形で (単純で、理想化された形で) 発話分析を行うことにある (発話が行為遂行的であること、どのような発語内行為が遂行されているのか、どのような発語内の力を持っているのかなどの点が明示されている発話を直接の分析対象とすることで、効果的な分析を実施する為) と言える。簡単に言えば、一つの分析方法なのである。ところが、彼らの分析方法に対して、異議を唱える者も多くいる。日常的な発話で一般的に見られる暗示的な遂行的発話を直接の分析対象にしないことによって生じる弊害はないのか、明示的な遂行的発話によっては説明されえない暗示的な遂行的発話の意味はないのかといった疑問が生まれてくるのである。彼らを遂行的発話の誤謬 (the Performative Fallacy) として批判する Leech⁽¹³⁾ もその一例である。

Searle の発語内行為の分析方法

Searle は、*Speech Acts* (1969) 第三章の中で、具体例の一つとして約束を挙げ、その発語内行為の詳細な分析を行い、それがまた他の様々な発語内行為にも適用できるとしている。具体的な分析を始めるに当たって、分析の為の前提を次のように述べている。彼にとっての発語内行為の分

析方法とは、約束するという発語内行為を首尾よく (successfully), 欠陥なく (non-defectively) 遂行する為の必要十分条件を見つけ出すことであり、その分析対象は、あくまでも完璧で、明示的な約束であって、周辺的で、余り重要でない、部分的に欠陥を持つ約束を無視すること、省略的表現、ほのめかし、隠喩などによる約束を無視することであり、反証例があったとしても、その分析そのものの否定につながるのではなく、むしろ約束行為の典型例からどのように、なぜ逸脱しているかを説明する必要があるにすぎないとしている¹⁴⁾。以上のような前提は、“A Taxonomy of Illocutionary Acts”においても堅持されており、従って発語内行為の分類にも適用されるのである。そして、彼の前提（発語内行為の上首尾の、欠陥のない遂行と完璧な形での明示的な遂行的発話を典型例とすること）は、また多くの批判を受ける対象になったものでもある。そうした批判は、彼の理想化された典型例によって実際の発話が説明されえるかという疑問、実際の発話における典型例（暗示的で、ある意味では欠陥を持つとも言える遂行的発話）を基準にして分析する必要があるのではないかという疑問、欠陥があったとしても、発語内行為は十分首尾よく遂行されるのではないのかという疑問などによって言い表わすことができよう。

体系的に理論を構築する為には抽象化と理想化が必要であると考える Searle は、結局単純で、理想化された典型例のみを扱うことになる。そこで、彼の分析の仕方を見ることにする。T (文) の字義どおりの発話において、S (話し手) がH (聞き手) に対してp (命題) を誠実に (sincerely), しかも欠陥なく約束する為の必要十分条件を九つ挙げている。それらの条件は、単独では必要条件に、総体として十分条件になる。

- (1) Normal input and output conditions obtain. (the general condition)
(一般条件：正常入出力条件が満たされる)
- (2) S expresses the proposition that p in the utterance of T. (the propositional content condition)
(命題内容条件：T の発話において、S は p を表現する)
- (3) In expressing that p, S predicates a future act A of S. (the propositional content condition)
(命題内容条件：p を表現する時、S は自らの将来の行為 A を述べる)
- (4) H would prefer S's doing A to his not doing A, and S believes H would prefer his doing A to his not doing A. (the preparatory condition)
(予備的条件：H は、S が A をしないよりはする方を好むであろう。更に、S は、S が A をしないよりはする方を H が好むであろうと信じている)
- (5) It is not obvious to both S and H that S will do A in the normal course of events. (the preparatory condition)
(予備的条件：普通に行けば、S が A を行うことになるということは、S と H の両者にとって明らかでない)
- (6) S intends to do A. (the sincerity condition)

(誠実性条件：SはAを行おうと意図する)

- (7) S intends that the utterance of T will place him under an obligation to do A. (the essential condition)

(本質条件：Sは、Tの発話によって自らがAを行う義務を負うことになるように意図する)

- (8) S intends (i-1) to produce in H the knowledge (K) that the utterance of T is to count as placing S under an obligation to do A. S intends to produce K by means of the recognition of i-1, and he intends i-1 to be recognized in virtue of (by means of) H's knowledge of the meaning of T. (the general condition)

(一般条件：Sは、Tの発話によってSがAを行う義務を負うことになるという知識KをHにもたらしように意図i-1する。Sは、その意図i-1が認知されることによってKをもたらしように意図し、しかもi-1がTの意味に関するHの知識によって認知されるように意図する)

- (9) The semantical rules of the dialect spoken by S and H are such that T is correctly and sincerely uttered if and only if conditions 1-8 obtain. (the general condition)

(一般条件：SとHによって使用される特定言語の意味論的規則は、条件1-8が満たされる場合にのみ、Tが正確に、誠実に発話されると言えるようなものである)¹⁵⁾

以上の条件を個別に調べていくことにするが、発語内行為に関する Searle の主張に基本的には同意をしながらも、各条件を批判的に検討し、修正・変更を加える Alston の “Searle on Illocutionary Acts” (1991)¹⁶⁾ と比較しながら進めていくことにする。根本的には、Searle が一貫して取り続ける基本姿勢、つまり首尾よく成し遂げられる (successful)、誠実で (sincere)、欠陥のない (non-defective) 約束のみを典型例として取り組もうとする基本姿勢をどのように評価すべきかが問題となる。言い換えれば、successful, sincere, そして non-defective の関係をどのように捉えるべきかが問題となるのである。

(1)について言えば、言語コミュニケーション成立の為の一般条件で、約束だけでなく、その他の全ての行為にも適用できるものである。そして、聾啞、失語症、喉頭炎などの身体的欠陥を排除するだけでなく、冗談を言うこと、演技をすること、言葉を教えること、詩を朗読すること、発音を練習することなども排除し、更に比喩、皮肉なども排除する正常で、真面目で、文字通りの言語コミュニケーションのことなのである。Searle の意図は、話し手が完全に言語を使いこなせ、正確に表現でき、しかも聞き手が話し手の言うことを正確に理解できるという理想的な言語コミュニケーションを想定することにある。

(1)のみならず、(1)―(9)全ては、誠実で、欠陥のない約束を前提にして初めて成り立つ条件であるが、欠陥のある約束の例は無数にあり、それでも約束は成立すると Alston は言う。例えば、聞き手が話し手の言う約束を実際には聞いておらず、理解していなくても、勘違いして話し手がそうであると思う限り、約束は成立することになる。というのは、もし話し手がその約束を守ら

なかったならば、その場に居合せた第三者によって非難されても、話し手には弁解の余地はないからである。従って、話し手の言うことを聞き手が理解していないという欠陥を持った約束も約束として成り立つ以上、(1)は必要条件として成立しないことになる。その根底には、発語内行為が首尾よく遂行される（約束が約束として成り立つ）為の条件として、Searleの言うような言語コミュニケーションの成立は必要ではないという考えがある。

(2)と(3)は、共に命題内容条件である。Searleの意図は、前掲のF(p)の内、p(命題)をF(発語内の力)から切り離し、Fに集中できるようにし、しかもFとpが内容的に関係があることを示すことにある。例えば、約束の場合、命題内容が話し手自身の遂行する未来の行為に関するものでなければならない。というのは、過去のことを約束することはできないし、また話し手以外の人が行うことを話し手が約束することもできないからである。それに対して、Alstonはその必要性に同意するが、すでに(4)―(6)に含まれているので、独立した条件として挙げる必要はないとしている。

(4)と(5)は、共に予備的条件である。そこでは、欠陥のある約束を排除し、約束を欠陥のないものにする為には、どうしても(4)と(5)が必要になってくるとSearleは説明する。(4)については、次のように説明する。もし話し手の約束する内容が相手にとって望まないものであるならば、その約束は欠陥を持つことになり、またもし相手がそれを欲していると話し手が信じていないならば、その場合も欠陥を持つことになる。相手の望んでいないこと、また相手が欲していると信じていないことを話し手が行うと誓うことは、約束とは言えず、むしろ警告あるいは脅しと言えるものである。例えば、“If you don't hand in your paper on time I promise you I will give you a failing grade in the course”の場合、期限を守ってレポートを提出しなければ、落とすと言っているのであるから、“I promise you...”は、むしろ学生に対する警告あるいは脅しという力を持つことになると言えるであろう。従って、欠陥のある約束を排除すること、欠陥のない約束に対する反証例を排除することは、約束をその他の警告、脅しなどから区別し、欠陥のない約束こそが本来の約束であることを明確にすることを意味し、そこにSearleの目的がある。その意味から言えば、約束が欠陥のないものである為には、話し手の約束する内容が聞き手の望むものであるか、聞き手の利益になるとみなされるものか、聞き手にとってはされないよりもされる方を好むようなものでなければならず、そしてそのことについて話し手が気が付いているか、信じているか、知っていなければならないことになる。

(5)については、次のようになる。依頼を例にして、もし相手がすでに行っているか、それとも依頼とは無関係に行おうとしていることを話し手がその相手にしてくれないかと依頼しても、その依頼は無意味で、その点で欠陥を持つことになるとしている。従って、欠陥のない依頼を行う為には、聞き手が依頼されることをすでに行っているか、または行おうとしているということが明らかになっていないという条件が必要になってくる。逆に、そのことが明らかであるならば、

たとえ依頼しても、その依頼には欠陥があることになり、むしろ依頼以外のものであると解釈できることになる。同様のことが約束にも言えるとしている。話し手がいずれにせよ行おうとしているということが話し手と聞き手の双方に明らかであるならば、そのことを話し手が行うと約束しても問題外であり、従って明らかになっていないということが条件として必要になってくる。すでに明らかになっているにもかかわらず、それでも話し手がそのような約束をするのであるならば、実際は明らかであるのに、そうではないと話し手が信じ込んでいるからで、そこに欠陥性が見い出せることになる。

明らかであるのかどうか、また勘違いして話し手が明らかでない信じているかどうかは、たとえそこに欠陥性があると認めたとしても、そのことが約束の成立を妨げることにはならないとするのが Alston である。例えば、就任の宣誓を行ったり、忠実に義務を果たすことを約束したりする時のように、たとえ話し手がいずれにせよ行おうとしているということがすでに話し手と聴衆の双方に明らかであっても、はっきりと約束することによって確定的なものにする必要がある場合（儀式的な理由、制度上の理由、習慣上の理由などで）は、約束するのである。従って、欠陥性があるとしても、約束として成立する以上、(5)は不必要になる。(4)に対する Alston の反応については、(6)と一緒に調べることにする。

(6)の誠実性条件については、誠実な約束と不誠実な約束の相違によって説明される。ある将来の行為を行うと約束する時、誠実な約束の場合には、話し手はその行為を行うことを意図するのに対して、不誠実な約束の場合には、そうした意図を持たないのである。更に、誠実な約束の場合、話し手は自らその行為を行うことが可能であると信じているのである。そして、後者の行為遂行の可能性に対する信念は、前者の行為遂行の意図から必然的に導き出されるので、新たな条件として追加される必要はないとされる。結局、将来の行為を行うことを意図する以上、話し手は自らその行為を行うことが可能であると信じていなければならず、可能であると信じているからこそ、行おうと意図する訳で、そうした約束のみが本来の意味での約束として成立すると Searle は主張するのである。つまり、それ以外の約束は、全て不誠実で、欠陥を持つものとされるのである。例えば、遂行不可能なこと（または、遂行不可能であると信じていること）を行うと約束したり、遂行する意図なしに行うと約束したりすることは、不誠実で、欠陥があるとされるのである。

(4)と(6)に対する Alston の反応は、それ自体としては否定的であるが、むしろ修正を加える必要性を強調するものである。その根底には、不誠実で、欠陥のある約束までも含むような形で修正する目的がある。しかも、不誠実な約束に関する Searle 自身の主張を利用しながら修正することである。

不誠実な約束に関する Searle の説明は、次のようになる。誠実な約束のみが(1)―(9)の分析対象であったが、不誠実な約束も約束であることには変わりなく、従って不誠実な約束をも考慮に

入れる為には、条件を修正する必要があるとして、(6)のみを変更するのである（その他は、(9)のsincerelyを削除するだけである）。

(6a) S intends that the utterance of T will make him responsible for intending to do A.

(Sは、Tの発話によって自らがAを行う意図を持つことに責任を負うということを意図する)⁽¹⁷⁾

不誠実な約束の場合、誠実な約束をする時に持つ意図を話し手が持っていないことが特徴で、両者の相違は、話し手がその意図を持っているのかどうかによるのである。そして、両者の一致点は、誠実であるか、不誠実であるかは別にして、約束には少なくとも意図の表現が関わっている（実際に意図を持っているかどうかは別にして、少なくとも発話によってそうした意図を表している）ということで、その点を考慮に入れれば（従って、不誠実な約束をも考慮に入れれば）、Aを行うという意図を実際に持つと言う代わりに、話し手はその意図を持つことに責任を負うと言い換えなければならない。そうした修正によって、約束が誠実であるのか、不誠実であるのかという問題に対して中立的立場が取れるとしている。以上の Searle の説明を見る限り、不誠実な約束をも取り入れる為には、(6)の変更と(9)の一部削除で十分であるということになる。そうであるとすれば、sincereとnon-defectiveを区別して考えると、不誠実な約束は取り入れるが、欠陥のある約束は排除されたままであると言えるであろう。つまり、誠実に、しかも欠陥なく約束する為の必要十分条件(1)―(9)は、(6)の変更と(9)の一部削除によって欠陥なく約束する為の必要十分条件になり、欠陥のある約束は対象外のままである。いずれにせよ、誠実に、しかも欠陥なく約束する為の必要十分条件が Searle にとっての重要課題であることには変わりないのである。

(6a) に基づく Alston の修正は、より広範囲に及ぶ。例えば、(6)の話し手の行為遂行の可能性と話し手の行為遂行の意図の両者（Searle とは異なり、Alston は二つの条件に区別する）、(4)、そして(9)を含み、それらの前に “In uttering T S took responsibility for its being the case that…”

(Tを発話する時、Sは…が事実であることに対して責任を負ったことになる)を付け加えることを主張するのである。その根底には、不誠実な約束のみならず、欠陥のある約束をも取り入れようとする目的があると言えるであろう。彼にとっての「責任を負う」の意味は、約束をする時、(4)、(6)、そして(9)が満たされることに責任を負うことであり、もしそれらの条件が満たされない場合は、不平、異議、訂正、非難などを関わりのあるものとして受けることである。例えば、話し手の約束する内容が相手の望むものであるならば ((4): Hは、SがAをしないよりはする方を好むであろう)、問題はないが、たとえそれが相手の望まないものであっても、約束であることには変わりなく（欠陥があるとしても）、ただ全ての責任が話し手にある以上、相手からの不平、異議などを無視せずに受けるだけである。また、約束において表される行為を行うことを意図するのであれば ((6): SはAを行おうと意図する)、問題はないが、たとえそうした意図を持っていなくても、約束であることには変わりなく（不誠実であるとしても、欠陥があるとしても）、

ただ全ての責任が話し手にあるのであって、相手からの非難、訂正などを関わりのあるものとして受け入れればいい訳である。但し、相手からの不平、異議、訂正、非難などを無視するのであれば、話し手は責任を放棄したことになり、約束として成立しなくなるが、責任を放棄しない限り、約束として成立することになるのである。

(7)の本質条件は、Searleにとって約束の中核を成す部分で、それなしには約束そのものが成り立たなくなるものである。約束する以上、約束で表される行為を実行する義務を負わなければならないが、その義務が全くなければ、ただ言葉で言うだけで、約束にはならないのである。しかし、それはあくまでも話し手側の意図に関することであって、その意図がどのように実現化されるかは別問題であるとしている。つまり、約束で表される行為を実際に行う義務を負うことになるように話し手が意図するのであって、その意図を実現化する義務を負う訳ではないのである。それに対して、Alstonは基本的には受け入れ、義務意識の必要性を認めながらも、“I promise to blow up the earth tomorrow”を例に挙げて、明日地球を破壊すると約束することは、話し手が破壊する義務を負うように意図すると解釈されるべきではなく、そこにSearleの行き過ぎがあると指摘し、その点を是正することを提案するのである。

(1)と同様、(8)も基本的には約束以外にも適用できる一般条件である。Grice的分析方法を取り入れたSearleの説明によると、話し手は発語内の効果(Tの発話によってSがAを行う義務を負うことになるという理解)を聞き手にもたらしように意図するが、それはあくまでも聞き手にその意図を認知させるように意図することによって、しかも発話される文の言語的意味がその発話と発語内の効果を言語慣習上結び付けているという事実によってその認知が成し遂げられるように意図することによって達成されるものであるということになる。そして、その発話が義務を負うものであるとされるのは、発話される文の意味を決定する意味論的規則に基づくものであるとしている。そこには、あくまでも発話される文の言語的意味を通して話し手と聞き手のコミュニケーションが成立し、その言語コミュニケーションにおいて話し手が自らの意図を聞き手に認知させようと意図するという具合に、言語コミュニケーションとその媒介手段となる言語的意味の重要性に対する強調が見られる。それに従えば、当然の事として明示的な遂行的発話(または、その発話で使用される明示的遂行文)が浮び上がる。というのは、暗示的な遂行的発話の場合、その発話で使用される文の意味から発語内の力を理解することはできず、また発語内の効果を読み取ることもできないからである。

(8)に対するAlstonの反応は、極めて簡単なものである。Searle自身*Intentionality* (1983)⁽¹⁸⁾で発語内行為遂行の為に伝達意図が必要であるという考えを断念した⁽¹⁹⁾として、(8)を否定するのである。というのは、伝達意図(言語コミュニケーションにおいて話し手が自らの意図を聞き手に認知させようと意図すること)が必要でなくなれば、(8)を支えている土台が崩壊することになるからである。ところが、Searleは断念した訳ではないと反論し、発語内行為を首尾よく遂行する

には表現意図 (the intention to represent) と伝達意図 (the intention to communicate) が共に必要であると主張するのである⁽²⁰⁾。それはともかくとして、話し手は約束を表そうとする意図があれば十分で、それを聞き手に認知させようと意図する必要はないとする Alston (表現意図)、そして双方を必要とする Searle (表現意図+伝達意図) という相違がある。

(9)も一般条件であるが、(1)が言語一般に関するものであるのに対して、(8)と(9)が特定言語に関するものであるという相違はある。Searle によれば、(1)―(8)の条件が満たされた場合にのみ、ある文が約束をする為に使用される文として正確に、誠実に発話されることになるのであるが、それは話し手と聞き手の使用する特定言語の意味論的規則によるものであるということになる。そして、言語的意味に関する諸規則の話し手と聞き手による理解が全ての根底にあるとする以上、全ての必要な情報が発話で使用される文の意味の中に含まれているか、それともその文の意味と関わりを持つものでなければならないという結果に結び付き、そこで当然の事として明示的な遂行的発話 (または、明示的遂行文) が浮び上がってくるのである。

Alston の批判は、その明示的な遂行的発話に向けられる。明示的な遂行的発話では発語内の力と命題内容が明示されるが、“I promise that…” という形式を使用するのは例外的で、発語内の力が明示されない発話 (“I’ll do A”) とか、発語内の力のみならず、命題内容も明示されない発話 (“I do”) の方が一般的であるとしている。従って、完璧で、明示的な約束のみに分析対象を限定した Searle の問題点は、様々ある約束の例を除外し、コミュニケーションにおいて極めて重要な位置を占めるコンテキスト (context) を無視し、発語内行為の全ての内容があたかも文の意味によって伝えられるかのように扱っていることにあるとしている。そこで、発話される文の意味とそのコンテキストから発語内行為の内容を把握すべきであり、しかも前述の “In uttering T S took responsibility for its being the case that…” を付け加えるべきであると Alston は主張する。つまり、明示的な遂行的発話 (発話される文の意味から発語内行為の内容が把握される) のみならず、暗示的な遂行的発話 (発話される文の意味とそのコンテキストの双方から発語内行為の内容が把握される) をも考慮に入れ、しかも発話される文の意味から、またそのコンテキストから発語内行為の内容が明確になっているかどうかに対して話し手は責任を負うことになるのである。

以上の Searle による約束の分析は、彼が詳細な分析を行った唯一の具体例であり、その他の様々な発語内行為については簡単に触れる程度で終わっている。様々ある発語内行為の分析は、個別ではなく、類型としてであるが、“A Taxonomy of Illocutionary Acts” において行われる。また、上記の条件の内、本質条件、誠実性条件、予備的条件、そして命題内容条件は、“A Taxonomy of Illocutionary Acts” においても現われ、特に本質条件と誠実性条件は重要な位置を占めることになる。

Searle と Alston の比較で明らかにされた基本的な相違点は、明示的な遂行的発話と首尾よく

成し遂げられる、誠実な、欠陥のない約束に対する捉え方の食い違いから生じるものなのである。明示的な遂行的発話については、すでに前節で述べたのであるが、再度取り上げることにする。明示的な遂行的発話よりも暗示的な遂行的発話の方が一般的であるという現実を否定する者はいないであろうし、Austin にしても、また Searle にしても否定する訳ではない。しかし、発話内行為の内容を調べる上で、それが明確な形で示される明示的な遂行的発話を分析対象とする方が極めて都合がよく、その意味で明示的な遂行的発話のみを分析していくのである。そこで、暗示的な遂行的発話を明示的な遂行的発話に置き換え、翻訳する必要があるが、それを可能にしているのが表現可能性の原則である。“I do” を例に取れば、たとえ発話される文の意味から発話内の力、命題内容などが理解できなくても、話し手が発話する時、その発話によって意味することがあるはずで、それを言葉で表し、明示的な遂行的発話に置き換え、翻訳することは可能であるはずである。そうした方法で（表現可能性の原則を活用して）、全ての暗示的な遂行的発話が明示的な遂行的発話に置き換え、翻訳できることになる。そのように考えれば、Searle の分析方法も理解できるであろう。しかし、表現可能性の原則に対する正当性の問題がある。話し手の考えること、意味すること全てが言葉で言い表わせる可能性について、批判が多く出されていることは事実である。その原則の正当性の問題は別にしても、全ての発話を明示的な遂行的発話に置き換え、翻訳してしまうと、現実から遊離するだけでなく、発話される文の言語的意味から必要な情報が全て得られるかのようにみなされ、発話の問題が文の問題に摺り替えられ、単なる文（明示的遂行文）の意味の分析に終わってしまう危険性が生まれてくる。従って、Alston の批判には納得できる部分があると言えよう。つまり、明示的であれ、暗示的であれ、全ての発話を分析対象に入れた形で考える必要があるからである。

首尾よく成し遂げられる、誠実な、欠陥のない約束に対する捉え方の食い違いも明らかである。首尾よく成し遂げられる、誠実な、欠陥のない約束は、Searle によって典型例として唯一分析されたものであるが、それ以外の約束は全て典型例からの逸脱とされた。そこには、首尾よく約束することは、同時に誠実に、欠陥なく約束することでなければならず、また誠実に、欠陥なく約束することができなければ、本来の意味で首尾よく約束することにはならないという考えがあり、「首尾よく」、「誠実に」、「欠陥なく」の三要素の未分化状態がある。しかし、それら三要素を同時に持つ約束は、あくまでも現実から遊離された、理想化された典型例であって、典型例からの逸脱とされた約束の方が現実によく見られるものなのである。そして、日常的に行われている約束が約束として成り立っている以上、いつも必ず誠実に、欠陥なく行われる約束とは限らないが、少なくとも首尾よく約束していると言えよう（たとえ不誠実であっても、欠陥があったとしても、約束すると言葉で言い表わした以上、その発話によってその約束は約束として成立し、従って首尾よく約束したことになるであろう。但し、約束したことを実行するかどうかは、別問題である）。そうであるとすれば、現実を目を向ける限り、上記の三要素は区別して考えられるべきも

のとなる。その意味から言えば、Alston の批判は、的を得たものと言えるであろう。

以上が Searle の問題点であるが、そのことは決して Searle の発語内行為の分析そのものの否定につながるとは言えないであろう。むしろ改善・修正の手掛りとして捉えるべきである。

Austin と Searle の発語内行為の分類法

単純な言い方をすれば、発話 (“I promise that I will come”) は発語内行為の遂行 (“I promise that I will come”, つまり約束するという発語内行為の遂行) として、発語内行為 (“I promise” (F) + “I will come” (p)) は発語内の力 (“I promise” (F)) によって特徴づけられるものとして、そして発語内の力は発語内行為動詞 (promise) によって表されるものとして捉えることができる。それに従えば、発話を幾つかの類型に分類する為には、発語内行為、発語内の力、そして発語内行為動詞に基づいて行うことができることになる。しかし、そうした単純な言い方は、問題を引き起こす原因になる恐れがある。例えば、本来発語内行為と発語内の力は、言語コミュニケーション段階における実際の言語使用の問題であるのに対して、発語内行為動詞は、文、語彙などと同様に、純粋な言語段階における文法の問題であり、しかも発話は前者に属する以上、発話の類型化を発語内行為の分類 (または、発語内行為の特徴を端的に表すものとしての発語内の力の分類) に基づいて行うべきであるが、発語内行為 (“I promise that I will come”) → 発語内の力 (“I promise”) → 発語内行為動詞 (promise) という具合に単純化することによって、発語内行為の問題を発語内行為動詞の問題に摺り替えてしまい、単なる発語内行為動詞の分類として捉えてしまう危険性があるからである。そして、Austin にしても、また Searle にしても、共に発話の類型化を発語内行為の分類に基づいて行おうとするのであるが、結果的には単なる発語内行為動詞の分類として捉えているのが Austin であると Searle は批判するのであり、更に Austin のみならず、Searle もまた発語内行為動詞の意味の分析を通して発語内の力の分析を行う発語内行為動詞の誤謬 (the Illocutionary-verb Fallacy) を持っているとして Leech⁽²¹⁾ は批判するのである。ここでは、発語内行為の分類をどのように行うのか、また発語内行為または発語内の力と発語内行為動詞の関係をどのように捉えるのかが重要になってくる。Austin の分類法と Searle の分類法を具体的に調べることにする。

Austin の分類法: *How to Do Things with Words* (1962) の最終章である第十二講において、発語内行為の分類が論じられる。それは言語行為理論を締め括るものとしてあることを意味し、発語内行為の多様性と発語内行為の分類の重要性を示すものであると言える。

発話の持つ発語内の力に応じて発話が五つの範疇に分類され、それぞれに対して多くの動詞が例として挙げられる。そうした発話の類型化の為に、発語内の力または発語内行為の分類が必要になり、その一覧表が必要になってくるのであるが (事実、第六講で明示的遂行動詞の一覧表の作製が必要であった Austin は、第十二講ではそれに代わるものとして発話の持つ発語内の力

の一覧表が必要であるとしている), 第一人称・単数・直接法・能動態・現在形という簡単な基準と辞書を使用すれば, 動詞の一覧表が手に入れられるとしている⁽²²⁾ように, 実際は発語内の力または発語内行為の分類・一覧表が, 発語内の力または発語内行為を明確に示す動詞の分類・一覧表として捉えられているのである。そこでまず気が付くことは, 発語内行為動詞と(明示的)遂行動詞が明確に区別されていないこと(発語内行為動詞=遂行動詞として捉えられているようであるが, 発語内行為動詞全てが遂行動詞になる訳ではなく, また発語内行為動詞が行為遂行的に使用される可能性を持っていても, 実際の発話で必ず遂行動詞として使用される訳でもないのである。Austinの挙げる動詞の例は, 遂行動詞として使用されるかどうかは実際の発話で決まる以上, あくまでも全てが発語内行為動詞であると仮定すればであるが, 発語内行為動詞であって, 遂行動詞ではないのである)であり, そして発語内行為動詞と発語内の力または発語内行為が明確に区別されていないこと(発語内の力または発語内行為がそれを明確に示す発語内行為動詞として捉えられているが, 本来区別して考えられるべきものである)である。更に, 発語内の力または発語内行為(端的に言えば, 発語内行為動詞)を明確に示してくれる明示的な遂行的発話が絶えず想定されていることである。

Austinによる発話の五類型:

(1)判定宣告型(Verdictives): 公式であれ, 非公式であれ, 価値または事実に関する証拠や理由に基づいて, それと見分けられる限りにおいて, 判定を伝えることであり, 判断の行使である。そして, 真偽に関わるものである。

例: acquit	convict	find (as a matter of fact)
hold (as a matter of law)	interpret as	understand
read it as	rule	calculate
reckon	estimate	locate
place	date	measure
put it at	make it	take it
grade	rank	rate
assess	value	describe
characterize	diagnose	analyse

(2)権限行使型(Exercitives): ある行動に対する賛成または反対の決定, それともその行動に対する弁護を与えることで, 権力, 権利, 影響力の行使である。つまり, あることが実際にそうになっているという判断ではなく, あることがそのようにあるべきであるという決定のことである。

例: appoint	degrade	demote
dismiss	excommunicate	name
order	command	direct

sentence	fine	grant
levy	vote for	nominate
choose	claim	give
bequeath	pardon	resign
warn	advise	plead
pray	entreat	beg
urge	press	recommend
proclaim	announce	quash
countermand	annul	repeal
enact	reprieve	veto
dedicate	declare closed	declare open

(3)行為拘束型 (Commissives) : 話し手がある行動をとるように拘束されることで、義務を引き受けること、意図の宣言などが含まれる。

例：

promise	covenant	contract
undertake	bind myself	give my word
am determined to	intend	declare my intention
mean to	plan	purpose
propose to	shall	contemplate
envisage	engage	swear
guarantee	pledge myself	bet
vow	agree	consent
dedicate myself to	declare for	side with
adopt	champion	embrace
espouse	oppose	favour

(4)態度表明型 (Behabitives) : 他の人の行動と運勢に対する反応、他の人の過去の行動または今にも起きそうな行動に対する態度とその態度の表現が含まれ、簡単に言えば、ある態度をとることである。

- 例：
1. 謝罪に対しては, apologize
 2. 感謝に対しては, thank
 3. 共感に対しては, deplore, commiserate, compliment, condole, congratulate, felicitate, sympathize
 4. 態度に対しては, resent, don't mind, pay tribute, criticize, grumble about, complain of, applaud, overlook, commend, deprecate,

発話の種類と動詞の種類

そして, blame, approve, favour の非権限行使型の用法

- 5. 挨拶に対しては, welcome, bid you farewell
- 6. 願望に対しては, bless, curse, toast, drink to, wish (厳密な遂行的用法で)
- 7. 挑戦に対しては, dare, defy, protest, challenge

(5)言明解説型 (Expositives) : 意見の説明, 議論の進行, 語法と指示対象の明確化を伴う解説の行為において使用され, 簡単に言えば, 理由, 議論, コミュニケーションの明確化である。

例:

1 .affirm	3 a .ask	adhere to	distinguish
deny	4 . testify	recognize	analyse
state	report	repudiate	define
describe	swear	5 a .correct	7 b .illustrate
class	conjecture	revise	explain
identify	?doubt	6 . postulate	formulate
2 .remark	?know	deduce	7 c .mean
mention	?believe	argue	refer
?interpose	5 . accept	neglect	call
3 .inform	concede	?emphasize	understand
apprise	withdraw	7 . begin by	regard as
tell	agree	turn to	
answer	demur to	conclude by	
rejoin	object to	7 a .interpret	

発話の五類型に関する定義の難しさ, どちらとも言いがたい例が多くあることを認め, 以上の分類を決定的な形で提案するつもりなど少しもないことを Austin 自身が明らかにしている。従って, 完全な分類として, 完全な一覧表として受け取るべきではないと言える。Searle の言うように, 一連の実証された結果に基づくものではなく, むしろ議論の為の基礎になるものとして発話に関する五つの範疇を試験的に提案したのが Austin である⁽²³⁾ということになるであろう。

上記の分類の問題点を Searle の批判を通して見ることにする。まず第一に, Austin が発語内行為 (または, 発語内の力) の分類として提出した一覧表は, 一見して分かるように, 実は英語の発語内行為動詞の分類と言えるものである。もし上記の一覧表が単なる英語の発語内行為動詞の分類ではなく, 発語内行為の分類に関するものであるならば, 一つ一つの発語内行為動詞に対応するそれぞれ異なる発語内行為が存在しているという前提が必要になる。例えば, understand は理解するという発語内行為を, advise は助言するという発語内行為を, promise は約束するという発語内行為を, thank は感謝するという発語内行為を, affirm は肯定するという発語内行為を, その他の全ての動詞はそれぞれ異なる発語内行為を示すものでなければならない。ところが,

announce のように、発語内行為がどのように遂行されるかという仕方を示す動詞も存在する訳であるから、発語内行為動詞と発語内行為の間に対一の対応関係が必ず存在するとは言えなくなる。いずれにせよ、英語の発語内行為動詞を辞書から数多く選び出し、それらを分類しても、それがそのまま発語内行為の分類を意味することにはならないのである。第二に、上記の一覧表に挙げられた動詞が全て発語内行為動詞であるということにはならない。例えば、sympathize, regard as, mean to, intend, shallなどは、発語内行為動詞とは言えない。第三に、分類を組み立てる為の基盤となるべき原則というものがなく、それが Austin の分類に関する最大の弱点であると言える。つまり、上記の五つの範疇に対する定義の曖昧さは、分類に関する明確で、一貫した原則がない為に生じた結果であると言える。第四に、分類に関する明確な原則がない為に、また発語内行為と発語内行為動詞が絶えず混同されている為に、各範疇間にかなりの重複が存在する。例えば、describe は判定宣言型にも、言明解説型にも入れられている。記述するという行為は、判定を伝えることであると同時に、解説の行為であるとされる為に、二つの範疇に入れられるのであるが、もしそうであれば、同様の理由で、言明解説型に入れられている affirm, deny, state, class, identify, conclude, deduce は、判定宣言型に容易に入れられることになるであろう。というのは、それらは価値または事実に関する証拠や理由に基づいて、判定を伝えることでもあるからである。第五に、各範疇の中には異質なものがかなり入り込んでいる。例えば、態度表明型には、thank, apologize, deplore, welcome と並んで、dare, defy, challenge が入り込んでいるが、後者の動詞は聞き手の将来の行為に関係するもので、order, command, forbid と一緒に入れられるべきものである。第六に、各範疇で挙げられている動詞の多くは、その範疇の定義を満足させるものではない。例えば、nominate, appoint, excommunicateなどは、ある行動に対する賛成または反対の決定を与えるものでもなく、その行動に対する弁護を与えるものでもなく、むしろある行動を遂行することである。appoint の場合、ある人を議長に任命する時、その人が議長になることを弁護する訳ではなく、その人を議長にさせるのである。²⁴⁾

Austin の分類に関する根本的な問題点は、次の二点に集約できるであろう。明示的な遂行的発話を分析対象（日常的に多く見られる暗示的な遂行的発話も明示的な遂行的発話に置き換え、翻訳されることで、結果的に明示的な遂行的発話のみを分析対象とする）とすることで、発語内行為→発語内の力→発語内行為動詞への移行が容易になされ、そのことにより発語内行為と発語内行為動詞が明確に区別されずに混同され、両者の関係が対一の対応関係として捉えられ、結局発語内行為の分類＝発語内行為動詞の分類とされ、本来発語内行為の分類であるべき Austin の分類が単なる英語の発語内行為動詞の分類という結果となり、最終的に第一人称・単数・直接法・能動態・現在形という簡単な基準と辞書を使用すれば、動詞の一覧表が手に入れられるという Austin の言葉につながっていくのである。次に、発話を発語内行為または発語内の力に応じて五つの範疇に分類するとしながらも、以上述べたように、結果的には動詞の意味（動詞の用法

も含む) に応じて五つの範疇に分類することになった為、発語内行為を明確で、一貫した形で分類する為に必要な原則が欠如することになり、そのことにより五つの範疇の区別が曖昧になり、各範疇間に重複が生まれ、各範疇で挙げられた動詞の中に矛盾が生まれることになったのである。結局のところ、発語内行為が具体的に示されている、発語内の力が明確に示されている、そして発語内行為動詞が明確に示されている明示的な遂行的発話を分析対象とすることが、そうした問題の根底にあると言えるであろう。しかし、Austin の分類は、多くの問題点があるとしても、発語内行為の分類に基づく発話の類型化に関する議論の出発点を成し、その後の分類法の発展の基礎を成すという点で、十分意義あるものと言えるであろう。

Searle の分類法：“A Taxonomy of Illocutionary Acts” (1975) の冒頭で、論文執筆の三つの目的を述べている。第一の目的は、独自の発語内行為の分類法を確立することである。第二の目的は、たとえどのような分類法を確立するにしても、Austin による発語内行為の分類を考慮しなければならず、そのために Austin の分類を検討することである。第三の目的は、発語内行為の異なる類型がどのような形で統語論的に現われるかを示すことである。それら三つの目的の内、二番目についてはすでに述べたので省略し、三番目から検討していくことにする。

Searle は発語内行為を五つの範疇に分類するのであるが、それらの相違が統語論的にどのように現われるかを示す為に、明示的遂行文の深層構造を分析するのである。というのは、文の表層構造ではなく、あくまでも文の深層構造を調べることで、各範疇にはある一定の同一の文構造が見出されると考えているからである。ここで問題になるのは、発語内行為の各範疇に対応して一定の文構造が存在するとしていること、つまり発語内行為の各範疇と文構造の間に一定の対応関係が成立するとしていることで、それは発語内行為と発語内行為動詞の間に一対一の対応関係が存在するとする Austin の場合と類似していると言えよう。Searle にしても、Austin と同様に、発語内行為が具体的に示されている、そして発語内の力が明確に示されている明示的な遂行的発話を絶えず分析対象（表現可能性の原則によって暗示的な遂行的発話が全て明示的な遂行的発話に置き換え、翻訳されるのである）としており、そのことにより表面的には同一に見える明示的な遂行的発話と明示的遂行文が明確に区別されずに混同され、発話の問題が文の問題に摺り替わり、結局明示的な遂行的発話に関連してなされる発語内行為の分類と明示的遂行文の深層構造の分類が同次元で扱われることになってしまうのである。前掲の具体例を入れて言えば、Austin の場合、明示的な遂行的発話 (“I promise that I will come”) → 発語内行為 (“I promise that I will come”) → 発語内の力 (“I promise”) → 発語内行為動詞 (promise) へと容易に移行され、発語内行為の分類 = 発語内行為動詞の分類となるが、Searle の場合、明示的な遂行的発話 (“I promise that I will come”) → 発語内行為 (“I promise that I will come”) → 明示的遂行文 (I promise that I will come) へと容易に移行され、発語内行為の分類と明示的遂行文の深層構造の分類が同次元で扱われることになるのである。勿論、発語内行為動詞の分類自体に問題がある訳ではなく、

また文の深層構造の分類自体に問題がある訳ではなく（動詞の分類や文構造の分類は、文法の領域では重要である）、本来同次元で扱うことのできないものが同次元で扱われることに問題があるのである。動詞、文構造などは、統語論で扱われるもの（純粹に言語の問題）であるのに対して、発話、発語内行為、発語内の力などは、語用論で扱われるもの（実際の言語使用の問題）であって、混同されるべきものではないのである。

興味深い点は、Austin の分類が発語内行為の分類ではなく、単なる英語の発語内行為動詞の分類にすぎないとして批判する Searle が、「発語内行為動詞の相違は、発語内行為の相違を知る上で良きガイドにはなるが、確実なガイドになることは決してない」²⁵⁾、「証拠と実例を示す目的で動詞に関する事実を利用してきた」²⁶⁾と述べ、発語内行為と発語内行為動詞を明確に区別し、発語内行為動詞の果たす役割を認めながらも、その役割を証拠と実例を示すことに限定することで Austin の根本的な問題点を回避したのであるが、今度は本来発語内行為の分類とは異質で、明確に区別されるべき文構造の分類という問題に突き当たってしまったことである。その意味では、明示的な遂行的発話のみを分析対象にすることによって生じる弊害が異なる形で現われたと言える。但し、Searle の場合、発語内行為動詞の問題を処理することで Austin の分類より一歩先に進み、そして明確な原則に基づく発語内行為の分類を行うことで更に先に進むと言えるが。

では、Searle の発語内行為の分類に移ることにする。Austin と同様に、Searle にとっても、発語内の力に応じて発語内行為の分類を行い、その発語内行為の分類に基づいて発話の類型化を行うのが目的である。但し、Austin の達成できなかった目的を現実のものにする為に、Austin の分類が抱える弱点（具体的には、発語内行為動詞の分類＝発語内行為の分類、発語内行為の分類に必要な原則の欠如など）を取り除き、正に発語内の力に応じて発語内行為の分類を行おうとするのが Searle である。

Searle の分類法は、次のようなものである。様々な発語内行為の間で見られる相違が実際にはどのような領域で現われるのかを調べ、結局12の領域を挙げるのであるが、特に発語内の力に関して最も重要であるとされる発語内の目的（the illocutionary point: 前述の本質条件と一致する）、言葉と現実世界との適合方向（the direction of fit between words and the world）、そして表現される心理状態（the expressed psychological state: 前述の誠実性条件と一致する）を中心にして、それらの組み合わせによって発語内行為を分類していくのである。なお、それらに加えて、八番目に挙げられている発語内的力表示方策によって決められる命題内容（前述の命題内容条件と一致する）が必要となる。というのは、Searle が発語内行為の一般的形式として表す $F(p)$ の幾つかの変形として発語内行為を分類していくからである。つまり、発語内の目的、適合方向、誠実性条件（Searle は表現される心理状態を意味するものとして頻繁に使用する）の組み合わせによって F を幾つかの類型に分類し、そのことによって p が決められるとしているように、正に F （発語内の力）に応じて $F(p)$ （発語内行為＝発語内の力＋命題内容）が分類されるのであり、

そこでは発語内の目的、適合方向、誠実性条件、命題内容の組み合わせによって分類されると言えるからである。まず最初に、発語内の目的、適合方向、そして誠実性条件についてごく簡単に述べることにする（Searle 自身、例を使用してごく簡単に説明しているにすぎない）。

第一の相違の領域は、発語内行為の目的または発語内の目的における相違である。例えば、命令の目的は、聞き手にあることをさせる試みであり、約束の目的は、話し手があることをする義務を引き受けることであり、記述の目的は、あることが実際にどうなっているかを表現することである。そして、発語内の力を構成する一要素として発語内の目的があり（最も重要な要素であるが）、それを含む幾つかの要素が発語内の力を構成することになる。第二の相違の領域は、言葉と現実世界との適合方向における相違である。その適合方向は、発語内の目的の一部を成し、絶えず発語内の目的によって決められるものである。そして、言葉（より厳密には、命題内容）を現実世界に適合させる方向か、それとも現実世界を言葉に適合させる方向かの二つの方向が考えられる。後者の例を挙げれば、命令の場合、話し手が聞き手にあることをさせる試みが発語内の目的である為、話し手が聞き手を通して現実を命令した命題内容に適合させる形で変えることになり、従って現実世界から言葉への適合方向（the world-to-word direction of fit）となる。約束の場合、話し手があることをする義務を引き受けることが発語内の目的である為、話し手が自ら現実を約束した命題内容に適合させる形で変えることになり、従って現実世界から言葉への適合方向となる。第三の相違の領域は、発語内行為の遂行において表現される心理状態における相違で、それが前述の誠実性条件となる。例えば、p を陳述したり、説明したり、断言したり、主張したりする人は、p の信念を表現し、A をすると約束したり、誓ったり、脅したりする人は、A をする意図を表現し、聞き手に A をするように命令したり、要請したりする人は、A が聞き手によってなされるという願望や欲求を表現し、A をしたことに謝罪する人は、A をしたことに對して遺憾の意を表現することになる。一般的に言えば、命題内容を伴う発語内行為を遂行する時、話し手はその命題内容に対してある種の心理状態や態度を表現することになる。興味深い点は、たとえ話し手が不誠実であっても、つまりたとえ話し手が自ら表現する信念、欲求、意図、遺憾、喜びを実際に持っていないとしても、発語内行為を遂行する時、そうした信念、欲求、意図、遺憾、喜びを表現することになると Searle がしていることである。表現される心理状態に対しては、同じ意味を持つものとして誠実性条件を頻繁に使用するが、実は不誠実性（表現される心理状態や態度を実際に持っていないとしても、話し手はその心理状態や態度を表現する）が含まれており、そこに不整合性が見られる。というのは、誠実であれ、不誠実であれ、共通していることは心理状態や態度の表現であり、その表現される心理状態や態度を実際に持っていれば誠実になり、持っていなければ不誠実になるからである。そうした不整合性を取り除く意味で、Searle の誠実性条件を否定する一方で、心理状態や態度の表現を受け入れ、それに基づく新たな分類法を組み立てることも可能であろう。ともかく、ここでは Searle の用法に従うことにする。

発語内の目的, 適合方向, 誠実性条件, 命題内容の組み合わせによって発語内行為が基本的には五つの範疇に分類される。具体的には, F (p) の五つの変形 (実際は六つの変形) として捉えられている。

Searle による発語内行為 (発話) の五類型:

(1) 断定型 (Assertives) : $\downarrow B(p)$

(a) 発語内の目的 (\downarrow): 表現される命題の真理性に関して話し手を拘束すること (真偽の領域に属するもの)

(b) 適合方向 (\downarrow): 言葉 (命題内容) を現実世界に適合させる方向

(c) 表現される心理状態 (誠実性条件) (B): 信念

(d) 命題内容 (p): どの命題も可

例: assert, state, describe, claim, insist, swear, suggest, boast, complain, conclude, deduce, hypothesize, predict

: Austin の言明解説型のほとんど, そして判定宣告型の多くが含まれる

(2) 行為指示型 (Directives) : $! \uparrow W (H \text{ does } A)$

(a) 発語内の目的 (!): 聞き手にあることをさせようとする話し手の試み

(b) 適合方向 (\uparrow): 現実世界を言葉 (命題内容) に適合させる方向

(c) 表現される心理状態 (誠実性条件) (W): 願望, 欲求

(d) 命題内容 (H does A) : 聞き手 (H) が将来の行為 (A) を行うこと

例: ask, order, command, request, beg, plead, entreat, invite, permit, advise, dare, defy, challenge, question

: Austin の権限行使型の多くが含まれる

(3) 行為拘束型 (Commissives) : $C \uparrow I (S \text{ does } A)$

(a) 発語内の目的 (C): 将来においてある行動をとることにに関して話し手を拘束すること

(b) 適合方向 (\uparrow): 現実世界を言葉 (命題内容) に適合させる方向

(c) 表現される心理状態 (誠実性条件) (I): 意図

(d) 命題内容 (S does A) : 話し手 (S) が将来の行為 (A) を行うこと

例: promise, vow, threaten, pledge

: Austin の行為拘束型 (shall, intend, favor, その他を除く) が含まれる

(4) 感情表出型 (Expressives) : $E \phi (P) (S/H + \text{property})$

(a) 発語内の目的 (E): 心理状態を表現すること (命題内容で特定化される事態に関して誠実性条件で特定化される心理状態を表現すること)

(b) 適合方向 (ϕ): 適合方向は存在しない (話し手は現実世界を言葉に適合させることも, 言葉を現実世界に適合させることもせず, むしろ命題の真理性が前提とされる, つまり適合の存在が

すでに前提とされる)

(c)表現される心理状態 (誠実性条件) ((P)) : どの心理状態も可 (P は, 発語内行為の遂行の際に表現されるそれぞれ異なる, 可能な心理状態によって変化する変数を表す)

(d)命題内容 (S/H+property) : 話し手 (S) または聞き手 (H) に関する性質

例: thank, congratulate, apologize, condole, deplore, welcome

(5)宣言型 (Declarations) : $D \updownarrow \phi$ (p)

(a)発語内の目的(D): 単に発話することによって新たな制度上・慣習上の事態をもたらすことで, 言語外の社会制度・慣習を必要とするもの⁽²⁷⁾ (言語外の社会制度・慣習を必要としない例としては, 超自然的な宣言 (神の言葉など), 言語そのものに関わる宣言 (“I define, abbreviate, name, call or dub”) などがある)

(b)適合方向(\updownarrow): 現実世界を言葉 (命題内容) に適合させる方向と言葉 (命題内容) を現実世界に適合させる方向の両方向

(c)表現される心理状態 (誠実性条件) (ϕ): 誠実性条件は存在しない

(d)命題内容 (p): どの命題も可

例: declare, appoint, nominate, christen, excommunicate, resign

(5') 断定的宣言型 (Assertive declarations) : $Da \downarrow \updownarrow B$ (p)

(a)発語内の目的 (Da): 宣言の力を持つ断定型

(b)適合方向($\downarrow \updownarrow$): 最初の断定型の適合方向と二番目の宣言型の適合方向の両者

(c)表現される心理状態 (誠実性条件) (B): 信念

(d)命題内容 (p): どの命題も可⁽²⁸⁾

なお, Searle は動詞の一覧表を示していないので, あくまでも参考の為に, Searle と同様の考えを持って, 同様の分類を行っている D.Vanderveken の英語動詞の一覧表を挙げることにする。⁽²⁹⁾

断定型英語動詞: assert, reassert, negate, deny, correct, claim, affirm, state, disclaim, declare, tell, suggest, guess, hypothesize, conjecture, postulate, predict, forecast, foretell, prophesy, vaticinate, report, retrodict, warn, forewarn, advise, alert, alarm, remind, describe, inform, reveal, divulgate, notify, insinuate, sustain, insist, maintain, assure, aver, avouch, certify, attest, swear, testify, agree, disagree, assent, dissent, acquiesce, object, recognize, acknowledge, admit, confess, concede, recant, criticize, praise, blame, accuse, calumniate, reprimand, castigate, denounce, boast, complain, lament.
行為拘束型英語動詞: commit, pledge, undertake, engage, promise, hypothecate, guarantee, threaten, vow, avow, swear, assure, certify, accept, agree, consent, acquiesce, abide, reject, refuse, renounce, offer, counter-offer, bid, rebid, tender, dedicate, bet, wager, contract, covenant, subscribe.

行為指示型英語動詞：direct, request, ask, question, inquire, interrogate, urge, encourage, discourage, solicit, appeal, petition, invite, convene, convoke, beg, supplicate, beseech, implore, entreat, conjure, pray, insist, tell, instruct, demand, require, claim, order, command, dictate, prescribe, enjoin, adjure, exorcise, forbid, prohibit, interdict, proscribe, commission, charge, suggest, propose, warn, advise, caution, alert, alarm, recommend, permit, allow, authorize, consent, invoke, imprecate, and intercede.

宣言型英語動詞：declare, renounce, disclaim, disown, resign, repudiate, disavow, retract, abdicate, abjure, deny, disinherit, yield, surrender, capitulate, approve, confirm, sanction, ratify, homologate, bless, curse, dedicate, consecrate, disapprove, stipulate, name, call, define, abbreviate, nominate, authorize, licence, install, appoint, establish, institute, inaugurate, convene, convoke, open, close, suspend, adjourn, terminate, dissolve, denounce, vote, veto, enact, legislate, promulgate, decree, confer, grant, bestow, accord, cede, rule, adjudge, adjudicate, condemn, sentence, damn, clear, acquit, disculpate, exonerate, pardon, forgive, absolve, cancel, annul, abolish, abrogate, revoke, repeal, rescind, retract, sustain, bequeath, baptize, and excommunicate.

感情表出型英語動詞：approve, compliment, praise, laud, extol, plaudit, applaud, acclaim, brag, boast, complain, disapprove, blame, reprove, deplore, protest, grieve, mourn, lament, rejoice, cheer, boo, condole, congratulate, thank, apologize, greet, and welcome.

Searle の分類と Austin の分類を比較して分かることは、次のようなことである。極めて単純な言い方をすれば、両者とも五つの類型に分類しており、しかも Austin の言明解説型が Searle の断定型に、Austin の権限行使型が Searle の行為指示型に、Austin の行為拘束型が Searle の行為拘束型に（ここでは両者とも Comissives を使用し、内容的にも他と比べて最も近いものである）、Austin の態度表明型が Searle の感情表出型に、Austin の判定宣告型が Searle の宣言型にそれぞれ対応している（但し、Austin の判定宣告型そして Searle の断定型と宣言型の関係は、その他の対応関係と比べて明確ではない）。その点に関する限り、両者の分類が類似した基盤の上に立っており、Austin の分類の修正・改善の結果生まれたのが Searle の分類であるということが見えてくると言える。次に、Austin の分類において重要な位置を占めていた動詞の一覧表が Searle の分類においては明確な形では見られない（単なる発語内行為動詞の分類という誤解を避けるためもあるであろう）。その代わりに、Searle の場合、分類に関する原則がはっきりと前面に出ており、F に応じた F (p) の分類という趣旨が明確になっている。というのは、発語内の力に関する発語内の目的、適合方向、誠実性条件の組み合わせが F の位置に入れられ、そのことによって決められる命題内容が p の位置に入れられ、結果的に発語内行為の一般的形式である F (p) が $\downarrow B(p)$, $! \uparrow W(H \text{ does } A)$, $C \uparrow I(S \text{ does } A)$, $E \phi(P)(S/H + \text{property})$, $D \downarrow \phi(p)$ （または、 $Da \downarrow \downarrow B(p)$ ）という五種類の変形（ここでは断定的宣言型を含めた形で宣言

型とする)に分類されるからである。従って、Searleの分類法は、Austinの分類と比べれば、明確で、一貫した原則に基づく体系化された理論、発語内行為に関する一般理論の中で位置付けられた理論であると言えることになるであろう。

Searleの断定型、行為指示型、行為拘束型、感情表出型、そして宣言型について調べることにする。発語内行為の各類型の中には個別の発語内行為が数多く含まれるが、それら個々の発語内行為は、程度の差や上記の四条件以外の諸条件(すでに述べたように、全部で12の条件が挙げられている)との関係で区別されることになるが、ここでそれらを網羅的に扱うことは不可能なので、各類型の代表的な具体例を一つだけ取り上げることにする。

発話“I state that it is raining”は、陳述するという発語内行為の遂行であるが、断定型発語内行為に属するものである為、当然断定型に共通した性質を持つことになる。例えば、雨が降っているということが事実であり、真であるからこそ、話し手は雨が降っていると言う訳で、もし実際に雨が降っていないならば、偽であり、嘘をついていることになるのであり、その意味で、表現される命題の真理性に関して話し手は拘束されることになり、話し手が事実を陳述しているのか、それとも嘘を陳述しているのかが重要で、真か、それとも偽かの評価が中心課題になる(発語内の目的)。そして、雨が降っていると話し手が陳述する時、雨が降っていると信じていることを表現することになるが、たとえその信念を実際に持っているかどうかは別にして、少なくともその発話によってその信念を表現しているとみなされるのである(誠実性条件)。また、雨が降っているという現実(我々とは関係なく、独立して存在する現実)について陳述する訳で、あくまでも現実世界に沿った形で命題内容があるのであるから、現実世界に言葉(命題内容)を適合させることになる(適合方向)。更に、命題内容については、過去でも、現在でも、未来でも、その他様々なものが可能となる(命題内容)。

発話“I order you to leave”は、命令するという発語内行為の遂行であるが、行為指示型発語内行為に属するものである。従って、行為指示型に共通の性質を持つことになる。例えば、話し手は聞き手に立ち去るように命令する訳であるから、同じ行為指示型に属する要請や懇願とは程度の差はあるが、話し手があくまでも聞き手にあることをさせようと試みることには変わらない(発語内の目的)のであり、その際その発話によって聞き手が立ち去ることを話し手が欲していることを表現する(その欲求を実際に持っているかどうかは別にして、その発話によって話し手がその欲求を表現しているとみなされる)訳で、もしその欲求に反するものであるならば矛盾となる(勿論、立ち去って欲しくないのに、立ち去るように命令することは現実的にはあり得るが、その発話を字義どおりに解釈する限り、矛盾となる。但し、立ち去って欲しくなく、立ち去らないように命令することは可能で、その時は“I order you not to leave”と言えばいいのである。)(誠実性条件)。そして、その発話によって聞き手が現在居る状態から立ち去って居なくなる状態への変化を引き起こすことになり、あくまでもその発話によって新たな事態をもたらすこ

とになるので、言葉（命題内容）に現実世界を適合させることになる（適合方向）。また、命題内容については、聞き手がその行為を行い、しかも将来においてその行為を行うものでなければならない（命題内容）。

発話 “I promise to pay you the money” は、約束するという発語内行為の遂行であるが、行為拘束型発語内行為に属するもので、行為拘束型に共通の性質を持つことになる。例えば、話し手は聞き手にお金を支払うことを約束する以上、話し手がある行為を行うことに関して自らを拘束することになり、従ってそれに対する義務を引き受けることになる（発語内の目的）。そして、約束する時、話し手はお金を支払う意図を表現するのであり、実際に支払うのかどうか、また支払う意図を持っているのかどうかは別にして、その発話によってその意図を表現することになる（誠実性条件）。行為指示型と同様に、その発話によって話し手が現在お金を支払っていない状態から支払う状態への変化を引き起こすことになり、あくまでもその発話によって新たな事態をもたらすことになるので、言葉（命題内容）に現実世界を適合させることになる（適合方向）。更に、命題内容については、話し手がその行為を行い、しかも将来においてその行為を行うものでなければならない（命題内容）。

発話 “I apologize for stepping on your toe” は、謝罪するという発語内行為の遂行であるが、感情表出型発語内行為に属するものである為、感情表出型に共通の性質を持つことになる。例えば、話し手が足のつま先を踏んでしまったことに関して聞き手に謝罪する時、後悔の気持ちを表現することになる。しかし、感情表出型の場合、上記の信念、欲求・願望、意図のような各類型に共通した心理状態ではなく、一般的には心理状態の表現と言えるが、apologize に対する後悔、thank に対する感謝、welcome に対する喜びという具合に、あくまでも命題内容で特定化される事態に関して誠実性条件で特定化される心理状態を表現することが特徴である（発語内の目的）。誠実性条件に関しても、個々の発語内行為が遂行される際に表現されるそれぞれの心理状態は異なってくる為、どのような心理状態の表現も可能となる（誠実性条件）。そして、発話の時に表現される命題が事実であり、真であることがすでに前提とされている為、感情表出型の場合、断定型のように現実世界に言葉（命題内容）を適合させる訳でもなく（足のつま先が踏まれたという現実を陳述したり、主張するのではない）、また行為指示型や行為拘束型のように言葉（命題内容）に現実世界を適合させる訳でもなく（その発話によって足のつま先が踏まれていない状態から踏まれる状態への変化を引き起こすのではなく、その発話によって踏まれるという新たな事態をもたらすのでもない）、現実世界と言葉（命題内容）の間にはすでに適合が存在していることになる（適合方向）。更に、自分が踏んでいないのに謝罪する必要はないし、踏んだ人とは別の人に謝罪する必要もなく、従って命題内容で特定化される性質は、必ず話し手または聞き手に関わるものでなければならない（命題内容）。

発話 “I nominate you as candidate” は、指名するという発語内行為の遂行であるが、宣言型発

語内行為に属するものである為、宣言型に共通の性質を持つことになる。例えば、聞き手を候補者に指名すると話し手が言う時、正にその発話だけによって聞き手が実際に候補者に指名されることになり、候補者であるという新たな事態がもたらされるのであるが、どのような状況でも可能である訳ではなく、また誰でもができる訳でもなく、指名に関する言語外の社会制度・慣習が存在していなければならない(発語内の目的)。宣言型の特徴は、発話と同時に、しかもその発話だけで新たな事態がもたらされ、現実のものになる為、つまり発話と同時に、言葉(命題内容)と現実世界が一致する為、候補者であるということ(発話以前に、候補者であると決定されているので)を表現することによって現実世界に言葉(命題内容)を適合させるのであり、また発話することで実際の指名が行われ、正式に候補者になる訳であるから、言葉(命題内容)に現実世界を適合させるのであり、同時に両方向が存在することになる(適合方向)。そして、どのような命題も可能となる(命題内容)。

宣言型における誠実性条件に関しては、極めて曖昧である。*Speech Acts*では⁽³⁰⁾、心理状態の表現が存在する場合には、不誠実性が生じる可能性がある(ある心理状態を表現する時、その表現される心理状態を話し手が持っていれば誠実となり、持っていなければ不誠実になるので)が、宣言型発語内行為を不誠実に遂行することはできないので、心理状態の表現は存在しないとしている。同様に、“A Taxonomy of Illocutionary Acts”では⁽³¹⁾、宣言型発語内行為を遂行する人は嘘をつくことができないので、誠実性条件は存在しないとし、それに対して裁判官、審判員などは論理的に言えば嘘をつくことができるという理由で、宣言型から区別される断定的宣言型が必要であるとしている。ところが、*Intentionality*では⁽³²⁾、宣言型において信念と欲求が表現されるので、心理状態の表現は存在するとしている。そうした曖昧さはあるが、ここでは一応前者を受け入れることにする。というのは、不誠実であるのかどうかに関係なく、また嘘をつくことができるのかどうかに関係なく、発話と同時に、しかもその発話だけで新たな事態がもたらされ、現実のものになり、それで発語内行為は首尾よく遂行されたことになるからである。そこでは、不誠実性、嘘、信念、欲求などの可能性は問題にならないのである。例えば、首相による宣戦布告の場合、様々な会議やその他の手続きを通して決定されるのであり、首相個人が不誠実であるとか、嘘をついているとか、発話によって戦争が開始されることを信じているとか、戦争開始を欲しているとかは、首相が宣戦布告をすることで戦争が開始される以上、問題にならないのであり(そうした可能性が全くないというのではなく、あくまでも問題にならないという意味である)、そこに言語外の社会制度・慣習などの果たす役割の大きさがあるのである。

以上のように、発語内の目的がSearleにとっての最も重要な条件を成すもので、基本的にはそれに基づいて五類型に分類されるのである。そして、適合方向に関して言えば、感情表出型を除けば、全てに存在するが、行為指示型・行為拘束型・宣言型では発話によって新たな事態がも

たらされるのに対して、断定型では現実世界に適合させる形で発話されることになる。誠実性条件に関して言えば、断定型・行為指示型・行為拘束型・感情表出型では心理状態が表現される為、その表現される心理状態を話し手が持っているのかどうかで、誠実であるのか、それとも不誠実であるのかという問題が起きるが、宣言型では心理状態の表現は直接問題にならず、従って誠実であるのか、不誠実であるのかという問題は関係ないことになる。以上の条件に命題内容を加えた四条件の組み合わせによって発語内行為の分類を行う必要性をあくまでも強調する Searle は、発語内行為の分類を誠実性条件のみで行うことの難しさ³³⁾、また適合方向のみで行うことの難しさ³⁴⁾を指摘するのである。ところが、K. Bach and R. M. Harnish は心理状態の表現（誠実性条件とは明確に区別される）によって発語内行為の分類を行い、また Recanati は適合方向によって発語内行為の分類を行っており、そのことは当然 Searle の分類法に対する批判を意味することになる。更に、宣言型に関する Searle の分類の仕方についても、言語外の社会制度・慣習の果たす役割に対する捉え方の相違から、批判が多くある。例えば、Bach and Harnish は伝達的発語内行為と慣習的発語内行為に区別し、宣言型を後者に入れ、残りの四類型を前者に入れており、Leech もその見解を受け入れ、その上で宣言型を発語内行為でないと主張している³⁵⁾ように、宣言型が内容的に他のものとは異なっており、全てを同列に扱うことはできないとする見解は広く受け入れられていると言えよう。

Searle の分類法に対する修正案

発語内行為に関する Searle の分類法には、すでに述べたように、明示的な遂行的発話と発語内行為の上首尾の、誠実な、欠陥のない遂行という前提が存在している。そうした点が明確な形で表されているのが「Searle の発語内行為の分析方法」で説明した九条件であるが、それら九条件の中には、大雑把に区別すれば、発語内行為を首尾よく遂行する為の条件（第二・第三条件の命題内容条件と第七条件の本質条件）、誠実に遂行する為の条件（第六条件の誠実性条件）、欠陥なく遂行する為の条件（第四・第五条件の予備的条件）、明示的な遂行的発話の為の条件（第八・第九条件の一般条件）、そして正常で、真面目で、文字通りの言語コミュニケーションの成立の為の条件（第一条件の一般条件）が含まれており、それら九条件全てを満たすことが Searle にとっての本来の意味での発語内行為の遂行ということになるのである。そこで、発語内行為を首尾よく遂行する為に、果たして誠実に遂行すること、また欠陥なく遂行することが必要なのであろうか、更に明示的な遂行的発話においてなされる必要があるのであろうかという疑問が生まれてくる。勿論、日常的な発話状況を見る限り、たとえ不誠実であっても、欠陥があっても、暗示的な遂行的発話であっても、発語内行為が首尾よく遂行されているのが現実である。そうした現実を受け入れる限りでは、発語内行為を首尾よく遂行する為の条件を他の条件から明確に区別し、その上で発語内行為の遂行を見直していくことが必要になってくる。

例えば、Searle の九条件に関連して言えば、次のようになるであろう。遂行的発話に関しては、発語内の力を発話される文の言語的意味から理解できることもあれば（明示的な遂行的発話）、発話の行われるコンテキストから読み取らなければならないこともある（暗示的な遂行的発話）訳で、それらを条件として列記することも可能であり、また当然の事として削除することも可能であろう（具体的には、Alston のように第九条件をそれら二つの要素を含めた形で修正する⁽³⁶⁾のか、それとも第九条件を削除するのかのいずれかである。第八条件の場合、表現意図と伝達意図の問題も関わってくるので簡単には処理できない）。大事なことは、発語内の力が発話文の言語的意味から、またそのコンテキストからも把握されるのが現実の発話状況であるということを見逃さないことである。発語内行為の遂行に関しては、「首尾よく」を「誠実に」と「欠陥なく」から区別し、前者に焦点を合わせて考えれば、誠実性条件と予備的条件を削除して、命題内容条件と本質条件を残すことになる（但し、予備的条件の内、第四条件は「首尾よく」に関わるものとして残し、第五条件は「欠陥なく」に関わるものとして削除するとしているのが Bach and Harnish⁽³⁷⁾と Alston⁽³⁸⁾である。特に、Bach and Harnish は「首尾よく」を成功条件、「誠実に」と「欠陥なく」を適切性条件と呼ぶ）。

そこで、発語内行為の遂行をあくまでも「首尾よく」遂行することとして捉え、それに基づいて出された Searle の分類法に対する修正案を調べることにする。

Linguistic Communication and Speech Acts (1979)⁽³⁹⁾ において、発語内行為を伝達的発語内行為と慣習的発語内行為に区別した上で、前者（伝達意図を必要とする点で、発語内行為の遂行の為に伝達意図は必要ないとして Searle の第八条件を削除する Alston とは異なる）の場合、発語内行為を遂行するのに誠実性は必要とされず、たとえ話し手側に明らかな不誠実性があったとしても、そのことで発語内行為の遂行が妨げられることはないとして Bach and Harnish は主張する。そして、発語内行為を遂行する為の必要十分条件を成功条件、無欠陥性に必要な条件を適切性条件とし、誠実性は後者に属するものとしている（彼らは明確に区別していないが、無欠陥性と誠実性は本来異なるものである）。そこで、発語内行為の分類はどうなるのであろうか。伝達的発語内行為が事実確認型 (Constatives)、行為指示型 (Directives)、行為拘束型 (Commissives)、謝辞型 (Acknowledgments) という四類型に分類され、更に慣習的発語内行為が二類型に分類されるが、前者の四類型は Austin の言明解説型、権限行使型、行為拘束型、態度表明型のそれぞれにほぼ対応し、Searle の断定型、行為指示型、行為拘束型、感情表出型のそれぞれに対応すると Bach and Harnish が述べていることから分かるように、かなり類似した枠組みが見出され、Searle との比較では特にそうである。そうした Searle との類似性は、基本的には Searle の考えを受け入れていることによるものと言えよう。そして、相違点としてまず挙げられるのは、Searle の宣言型に属するような発語内行為が他の発語内行為から明確に切り離され、伝達的発語内行為と慣習的発語内行為に区別されることである。次に挙げられるのは、伝達的発語内行為を

分類する際に必要となる基準が Searle の基準とは異なることである。なお、ここでは第二の相違点のみを取り上げることにする（明記する必要がない限り、「発語内行為」という用語を伝達的発語内行為を含むものとして使用する）。

適切性（無欠陥性または誠実性）とは関係なしに、つまりたとえ適切でなくても（欠陥があっても、不誠実であっても）、発語内行為を首尾よく遂行することができるとする Bach and Harnish は、発語内の目的（本質条件）、適合方向、表現される心理状態（誠実性条件）、命題内容（命題内容条件）の組み合わせによって発語内行為を分類する Searle とは異なる分類法、つまり発話の時に話し手によって表現される態度によって分類する方法を提案するのである。その手掛りとなるのが、Alston の場合と同様に、Searle の誠実性条件である。というのは、誠実性条件に関する Searle の記述の中に、誠実であれ、不誠実であれ、いずれの場合にも心理状態の表現が関わっていること、また心理状態の表現が関わる場合にのみ、誠実性・不誠実性の問題が起ること、更に表現される心理状態や態度を実際に持っていないとしても、話し手はその心理状態や態度を表現できることなどがすでに示されており、そこから態度の表現に基づく発語内行為の分類へとごく自然に辿り着くことができ、そのことにより適切性条件を切り離すことができるようになるからである。ともかく、あくまでも発語内の目的、適合方向、表現される心理状態の組み合わせによって初めて発語内行為の分類ができるのであって、その内の一つを取り出し、それだけで分類することはできないとする Searle とは全く反対に、その一つである誠実性条件を手掛りにしながら、基本的には態度の表現だけを頼りにして分類するのが Bach and Harnish なのである（誠実性条件を手掛りにして態度の表現という基準に辿り着くだけでなく、成功条件に属するとされる Searle の本質条件や命題内容条件も活かされており、その意味では、正に Searle の分類法に対する修正案であると言える）。

Bach and Harnish にとって、話し手が発話の時にある態度を表現するという事は、話し手がその態度を持っていることを信じる為の根拠としてその発話を聞き手が受け取るように話し手が意図することである。つまり、話し手は命題内容に対して自らの態度を表現するだけでなく、聞き手がそれに対応する態度を作り上げるようにさせるという意図も表現することになる。そして、話し手は自らの態度を表現することになるが、その際話し手が表現される態度を実際に持っている必要はなく（誠実性の問題である）、また聞き手がそれに対応する態度を実際に作り上げる必要もなく（発語媒介行為の問題）、発話によって態度が表現されていると受け取られるということが重要で、もし話し手が表現される態度を実際に持っていないければ、それはむしろ聞き手側の問題となる。以上の点を踏まえながら、発語内行為を四類型に分類していく。

(1) 事実確認型発語内行為：話し手は信念を表現すると共に、聞き手がそれと類似した信念を作り上げるようにさせる意図を表現する。

Assertive: affirm, allege, assert, aver, avow, claim, declare, deny (assert...not), indicate, maintain,

発話の種類と動詞の種類

propound, say, state, submit

Predictives: forecast, predict, prophesy

Retrodictives: recount, report

Descriptives: appraise, assess, call, categorize, characterize, classify, date, describe, diagnose, evaluate, grade, identify, portray, rank

Ascriptives: ascribe, attribute, predicate

Informatives: advise, announce, apprise, disclose, inform, insist, notify, point out, report, reveal, tell, testify

Confirmatives: appraise, assess, bear, witness, certify, conclude, confirm, corroborate, diagnose, find, judge, substantiate, testify, validate, verify, vouch for

Concessives: acknowledge, admit, agree, allow, assent, concede, concur, confess, grant, own

Retractivates: abjure, correct, deny, disavow, disclaim, disown, recant, renounce, repudiate, retract, take back, withdraw

Assentives: accept, agree, assent, concur

Dissentives: differ, disagree, dissent, reject

Disputatives: demur, dispute, object, protest, question

Responsives: answer, reply, respond, retort

Suggestives: conjecture, guess, hypothesize, speculate, suggest

Suppositives: assume, hypothesize, postulate, stipulate, suppose, theorize

(2)行為指示型発語内行為：話し手は聞き手の行う将来の行動に対して自らの態度を表現し、また聞き手が行動する為の根拠として自らの発話または表現される態度が受け取られるようにさせる意図（欲求、願望）も表現する。

Requestives: ask, beg, beseech, implore, insist, invite, petition, plead, pray, request, solicit, summon, supplicate, tell, urge

Questions: ask, inquire, interrogate, query, question, quiz

Requirements: bid, charge, command, demand, dictate, direct, enjoin, instruct, order, prescribe, require

Prohibitives: enjoin, forbid, prohibit, proscribe, restrict

Permissives: agree to, allow, authorize, bless, consent to, dismiss, excuse, exempt, forgive, grant, license, pardon, release, sanction

Advisories: admonish, advise, caution, counsel, propose, recommend, suggest, urge, warn

(3)行為拘束型発語内行為：話し手はAを行う意図を表現し、少なくとも特定の条件またはお互いに関連があると信じている条件の下で、自らの発話によって自らがAを行うように拘束されると

いう信念を表現する。それに加えて、話し手は自らがそうした意図と信念を持っていると聞き手が受け取るようにさせる意図を表現する。

Promises: promise, swear, vow

Offers: offer, propose

(4)謝辞型発語内行為：話し手は、心底からでなければ、熱意なしに、聞き手に対してある特定の感情を表現する。

Apologize

Condole: commiserate, condole

Congratulate: compliment, congratulate, felicitate

Greet

Thank

Bid: bid, wish

Accept

Reject: refuse, reject, spurn

以上の分類は、例えば

事実確認型発語内行為: Assertive

In uttering e, S asserts that P if S expresses:

- i. the belief that P, and
- ii. the intention that H believe that P.

行為指示型発語内行為：Requestives

In uttering e, S requests H to A if S expresses:

- i. the desire that H do A, and
- ii. the intention that H do A because (at least partly) of S's desire.

行為拘束型発語内行為：Promises

In uttering e, S promises H to A if S expresses:

- i. the belief that his utterance obligates him to A,
- ii. the intention to A, and
- iii. the intention that H believe that S's utterance obligates S to A and that S intends to A.

謝辞型発語内行為：Apologize

In uttering e, S apologizes to H for D if S expresses:

- i. regret for having done D to H, and
- ii. the intention that H believe that S regrets having done D to H, or
- i. the intention that his utterance satisfy the social expectation that one express regret for having

done something regrettable like D, and

ii. the intention that H take S's utterance as satisfying this expectation.

のように、分類された項目全てに与えられている定義を省略し、各項目とその具体例である動詞だけを挙げたものである。

Bach and Harnish の分類は、根本的には態度の表現を基準にするものであるが、特に「表現する」という概念は、ただ単に話し手がある態度を表現するというだけでなく、話し手がその態度を持っていると信じる為の根拠として話し手の発話を聞き手が受け取るようにさせる意図を表現することでもありと定義され、従って発話によって話し手はそれらの態度と意図を表現することになるのである。そこには、発話を中心にする話し手と聞き手のコミュニケーションの関係が見られる。つまり、発話する時に話し手がある態度を表現するという事は、たとえ話し手が表現される態度を持っていたくても、発話を見る限りにおいては、話し手がその態度を持っていないと疑う理由はないし、たとえあるとしても、発話する以上、話し手がその態度を持っていないことを聞き手に信じさせる意図があると考えられる理由はないということを表しているからである。例えば、“It is raining”と話し手が言う時（聞き手は室内に居て、外で雨が降っているのかどうかは分からないものとする）、その発話によって雨が降っているという信念を話し手が表現していると受け取られ、またその発話によってそうした信念を持っていることを聞き手に信じさせようとする意図を話し手が表現していると受け取られるのであり、その際話し手が実際には雨が降っていないと思っけていても、少なくとも“it is raining”という発話は、雨が降っているという信念を話し手が表現しているものとして受け取られ、また“it is raining”という発話によって雨が降っていないことを聞き手に信じさせようとする意図、また雨が降っていることを聞き手に信じさせないようにする意図を話し手が表現しているとは言えず、雨が降っているという信念を話し手が持っていることを聞き手に信じさせるようとする意図を表現するものとして受け取られるのである。勿論、ほとんどの日常的な発話においては、そのような態度や意図を実際に持っているからこそ話し手は発話するのであるが、もしそのような態度や意図を持たずに話し手が発話するのであるならば、なぜ話し手がそのようなことをするのかを解釈し、判断する聞き手側に問題は移ってくることになる。そうした点に関して、聞き手側の問題としてではなく、話し手側の責任の問題として特に強調するのが Alston である。

Bach and Harnish にしても、また Alston にしても、共に Searle の誠実性条件（特に、不誠実性の説明）を手掛りにしていると言えるが、一方では「態度の表現」という概念を取り出し、その分析を通して発語内行為の分類を行い、他方では「責任を負う」という概念を取り出し、その分析を通して発語内行為の分類を行うという具合に、分類基準を何にするかで相違が生まれてくるのである。しかし、そうした相違が見られるとしても、その目的は共に発語内行為の遂行を Searle よりも広義に捉え、不誠実性と欠陥性をも含めることにあるのである。言い換えれば、心

理状態または態度を表現することと話し手が実際に持っていることを区別し、前者が発語内行為の誠実な、欠陥のない遂行と不誠実な、欠陥のある遂行の両者に共通して存在することを手掛りにしながらも、「態度の表現」を全ての発語内行為遂行の共通項として捉える Bach and Harnish に対して、「責任を負う」をその共通項として捉える Alston という相違が生じてくるのである。そして、不誠実性・欠陥性を含む発語内行為遂行の処理に関して言えば、発話によって表現される態度を話し手が実際に持っていないとしても、発語内行為を遂行するものとして処理することができるのであって、あとは聞き手側の問題であるとするのが Bach and Harnish であり、発話を行う話し手がその発話に対して全責任を負うべきで、その発話によって表現される心理状態を実際に持っていないことで生じる聞き手からの不平、異議、訂正、非難などがある場合、責任放棄することなく、関わりのあるものとして受け入れなければならない、そこで初めて発語内行為を遂行するものとして処理できるとするのが Alston であるということになる。そこには、例えば、雨が降っていないのに、また雨が降っていることを全く信じていないのに、“It is raining” と話し手が発話する時、嘘を言っていることになるが、そうした明らかな不誠実性があっても発語内行為の遂行を妨げることはならないとする Bach and Harnish⁽⁴⁰⁾ に対して、そうした極端な例を避けようとする意味合いが Alston の処理の仕方にはあると思われる（嘘を言えば、聞き手が非難するのは当然で、その非難を話し手が受け入れる以上、自らの発話を訂正しなければならない、そのことが結果的に嘘を避けるような方向に進むことになる）。

Searle の分類法に対する別の修正案として Recanati の提案を挙げることができる⁽⁴¹⁾。Searle の発語内の目的、適合方向、表現される心理状態の内、適合方向を取り出し、それを基準にして発語内行為を分類するのであるが、それは適合方向によって発語内の目的と心理状態を分類することができ、その意味で適合方向が最も基本的であるという理由によるものである。Recanati の分類に関する検討は省略することにするが、以上述べてきた Bach and Harnish, Alston, そして Recanati の修正案は、Searle の分類法に内包されている不整合性、曖昧さ、不適切さなどを取り除くことで明確化・単純化しようとする試みであり、しかもあくまでも Searle の分類において明示または暗示されている点を考慮に入れながら、その延長線上で改善を加えようとする試みであり、正に Searle の分類法に対する修正案と言えるものであろう。

最後に

発話の類型と動詞の種類を研究する方法は様々あるが、あくまでも言語行為理論の枠内で、発語内行為の分類に基づく発話の類型化とそれに関わりを持つ動詞の種類を明確にすることが本稿の目的であった。そうした目的で、発語内行為の分類法を検討してきたが、特に重要な意味を持つ Austin の分類法と Searle の分類法を中心に検討し、それに加えて後者に対する修正案も調べてみた。ここでは、それらの比較を簡単に行うことにする。

言語行為理論を締め括るものとして位置付けられた Austin による発語内行為の分類は、言語行為理論自体がまだ十分確立されていなかったという時代的制約を受けて (*How to Do Things with Words* は、1955年のハーバード大学における講義を Austin の死後1962年に出版されたもの)、必ずしも発語内行為の一般理論に結び付いた形で行われたとは言えないが、それでも多種多様な発語内行為の存在と発語内行為の五類型が示され、その後の発展に与えた影響力は多大であった。Austin の分類を改善する為に、様々な提案がなされたが、特に発語内行為の一般理論に結び付けた形で発語内行為の分類を行った Searle の分類法が重要となる。そして、Austin の分類が抱える最大の弱点は、分類を行うのに必要な一貫した原則が欠落していることにあるとし、そのことによって発語内行為と発語内行為動詞の混同が生み出され、結果的に単なる英語の発語内行為動詞の分類に摺り替えられてしまったことを指摘した Searle は、一貫した原則に基づく分類を行うことで Austin より一歩先に進むことができた。ところが、Austin のみならず、Searle の場合にも明示的な遂行的発話のみを分析対象としたことで弊害が生まれてしまった。例えば、明示的な遂行的発話では常に示されている発語内行為動詞を発語内行為と同一視することによって発語内行為の分類を単なる英語の発語内行為動詞の分類に摺り替えてしまった Austin の弊害を回避した Searle にしても、今度は明示的な遂行的発話では常に示されている明示的遂行文の深層構造を分析することで発語内行為の各類型の特徴が見出されることとして文構造の分類を行ってしまうという別の形での弊害が現われることになった。更に、発語内行為の遂行を単に首尾よく遂行するだけでなく、誠実に、しかも欠陥なく遂行するものとして捉え、そうした理想化された典型例のみを対象にする為に、誠実性・無欠陥性に基づく発語内行為の遂行に限定し、結果的に不誠実性と欠陥性を排除した Searle は、日常的な発話状況において頻繁に見られる発語内行為の遂行（暗示的な遂行的発話においても、不誠実であっても、欠陥があっても、発語内行為を首尾よく遂行することができるという現実）の意義を無視することになってしまった。そして、あくまでも現実の発話状況を踏まえて、暗示的な遂行的発話をも含む発話一般、そして不誠実性と欠陥性を含む発語内行為の遂行を対象にして分析を行った Bach and Harnish, Alston などの分類は、発語内行為の分類の際の基準として Searle が使用した発語内の目的、適合方向、表現される心理状態の組み合わせの中から一つを取り出し、それを手掛りにしながら改善し、しかも多くの点で Searle の主張を取り入れており、その意味から言えば、Searle の分類法の延長線上で改善された修正案ということになる。

以上のように、Austin (1962) → Searle (1975) → Bach and Harnish (1979) → Alston (1991) という進行過程として特徴づけることができる。但し、それは前段階を完全に乗り越えて、次の段階に移行することを意味するのでは決してない。Austin の分類と Searle の分類は、問題を抱えているとは言え、理論的意義は十分あり、また多くのことがその後の分類に活かされていることを考えると、発語内行為の分類を考える際にどうしても避けて通れない重要な判断材料である

ことには変わらないのである。そして、現実の発話状況をいかにして発語内行為の分類に反映させていくかが今後の課題であるが、Bach and Harnish の分類と Alston の分類はその一例にすぎないのである。

(注)

- (1) Austin, J.L. (1962), *How to Do Things with Words*, (Massachusetts:Harvard University Press).
- (2) Searle, J.R. (1975) "A Taxonomy of Illocutionary Acts" , in Searle, *Expression and Meaning*, (Cambridge:Cambridge University Press, 1979).
- (3) 例えば, G.N.Leech, *Principles of Pragmatics*, (New York: Longman, 1983), S.C. Levinson, *Pragmatics*, (Cambridge:Cambridge University Press, 1983) など。
- (4) Leech, G.N., *ibid.*第八章, 第九章。
- (5) Austin, J.L., *ibid.*第五十三講。
- (6) Searle, J.R. (1969), *Speech Acts*, (Cambridge:Cambridge University Press), p.30.
- (7) Leech, G.N., *ibid.*p.198.
- (8) Alston, W.P. (1964), *Philosophy of Language*, (Englewood Cliffs, N.J.:Prentice-Hall), p.35.
- (9) Austin, J.L., *ibid.*p.61.
- (10) Recanati, F. (1987), *Meaning and Force*, (Cambridge:Cambridge University Press),p.174.
- (11) Austin, J.L., *ibid.*pp.61-62.
- (12) Searle, J.R., *Speech Acts*, pp.70-71.
- (13) Leech, G.N., *ibid.*p.175.
- (14) Searle, J.R., *ibid.*pp.54-56.
- (15) Searle, J.R., *ibid.*pp.57-61.
- (16) Alston, W.P. (1991), "Searle on Illocutionary Acts" , in E.Lepore and R.V.Gulick (eds.), *John Searle and His Critics*, (Oxford:Basil Blackwell), pp.57-80.
- (17) Searle, J.R., *ibid.*p.62.
- (18) Searle, J.R. (1983), *Intentionality*, (Cambridge: Cambridge University Press).
- (19) Alston, W.P., *ibid.*p.64.
- (20) Searle, J.R. (1991), "Response: Meaning, Intentionality, and Speech Acts", in *John Searle and His Critics*, p.100.
- (21) Leech, G.N., *ibid.*pp.174-175.
- (22) Austin, J.L., *ibid.*p.150.
- (23) Searle, J.R., "A Taxonomy of Illocutionary Acts" , p.8.
- (24) Searle, J.R., *ibid.*pp.8-12.
- (25) Searle, J.R., *ibid.*p.2.
- (26) Searle, J.R., *ibid.*p.20.
- (27) Searle, J.R., *Intentionality*, pp.171-173.
- (28) Searle, J.R., "A Taxonomy of Illocutionary Acts", pp.12-20.
- (29) Vanderveken, D. (1990), *Meaning and Speech Acts*, Vol.1, (Cambridge: Cambridge University Press), pp.166-219.
- (30) Searle, J.R., *Speech Acts*, p.65.
- (31) Searle, J.R., "A Taxonomy of Illocutionary Acts" , p.20.
- (32) Searle, J.R., *Intentionality*, p.172.
- (33) Searle, J.R., "A Taxonomy of Illocutionary Acts" , p.5.

発話の種類と動詞の種類

- (34) Searle, J.R., *ibid.*p.14.
- (35) Leech, G.N., *ibid.*p.180.
- (36) Alston, W.P., *ibid.*pp.65-66.
- (37) Bach, K., and R.M.Harnish, (1979), *Linguistic Communication and Speech Acts*, (Massachusetts: The MIT Press), pp.55-56.
- (38) Alston, W.P., *ibid.*p.61, p.65.
- (39) Bach, K., and R.M.Harnish, *ibid.* 第三章, 第六章。
- (40) Bach, K., and R.M.Harnish, *ibid.*pp.57-59.
- (41) Recanati, F., *ibid.*pp.155-158.

(使用邦訳文献)

- J. L. オースティン, 坂本百大訳『言語と行為』大修館書店 1978年
- J. R. サール, 坂本百大・土屋俊訳『言語行為』頸草書房 1986年
- G. N. リーチ, 池上嘉彦・河上誓作訳『語用論』紀伊国屋書店 1987年
- S. C. レヴィンソン, 安井稔・奥田夏子訳『英語語用論』研究社出版 1990年